

第 6 次マネロン指令（指令 (EU)2024/1640） 前文（日本語訳）

原文：Directive (EU) 2024/1640 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024 (OJ L, 2024/1640, 19.6.2024)

原文 PDF（官報掲載版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した写し）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_directive_2024_1640_oj_en.pdf

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的での金融システムの利用の防止のために加盟国が整備すべき仕組み、指令(EU)2019/1937 の改正並びに指令(EU)2015/849 の改正及び廃止に関する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2024/1640（EEA 関連テキスト）

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第 114 条を考慮し、

欧州委員会の提案を考慮し、

立法行為の草案を各国議会に送付した後、

欧州中央銀行の意見¹を考慮し、

欧州経済社会評議会の意見²を考慮し、

¹ OJ C 210, 25.5.2022, p. 15.

² OJ C 152, 6.4.2022, p. 89.

通常立法手続³に従って、

次に掲げる理由により、

(1) 欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/849⁴は、EU の金融システムがマネーロンダリング及びテロ資金供与の目的で利用されることを防止するための主要な法的手段を構成する。同指令は包括的な法的枠組みを定めており、欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/843⁵は、新たに生じるリスクに対処し、かつ、実質的支配者の透明性を高めることにより、これを更に強化した。当該法的枠組みの下での成果にもかかわらず、経験上、リスクを適切に軽減し、EU の金融システムを犯罪目的で悪用しようとする犯罪的な企てを効果的に探知し、かつ、域内市場の健全性を更に促進するためには、指令(EU)2015/849 を更に改善すべきであることが明らかとなっている。

(2) 指令(EU)2015/849 の発効以来、マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止するためのEU の金融システムに必要な強靱性及び能力を確保するために改正が必要とされる多数の分野が特定されている。

(3) 指令(EU)2015/849 の実施において、EU 全域にわたる管轄当局の実務及びアプローチの著しい相違並びに国境を越えた協力のための十分に効果的な仕組みの欠如が特定された。したがって、より明確な要件を定めることが適当であり、当該要件は、加盟国が自国の制度の特殊性を考慮することを認めつつ、EU 全域にわたる円滑な協力に資するものであるべきである。

(4) この指令は、EU のマネーロンダリング及びテロ資金供与対策（「AML/CFT」）の枠組みを強化することを目的とする包括的なパッケージの一部である。この指令並びに欧州議会及び理事会の規則(EU)2023/1113⁶、(EU)2024/1624⁷及び(EU)2024/1620⁸は、一体として、特

³ 2024 年 4 月 24 日の欧州議会の立場（官報未掲載）及び 2024 年 5 月 30 日の理事会の決定。

⁴ 金融システムがマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のために利用されることの防止に関し、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 648/2012 を改正し、並びに欧州議会及び理事会の指令 2005/60/EC 及び欧州委員会指令 2006/70/EC を廃止する 2015 年 5 月 20 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/849（OJ L 141, 5.6.2015, p. 73）。

⁵ 金融システムがマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のために利用されることの防止に関する指令(EU)2015/849 を改正し、並びに指令 2009/138/EC 及び指令 2013/36/EU を改正する 2018 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/843（OJ L 156, 19.6.2018, p. 43）。

⁶ 資金及び特定の暗号資産の移転に付随する情報に関し、並びに指令(EU)2015/849 を改正する 2023 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2023/1113（OJ L 150, 9.6.2023, p. 1）。

⁷ 金融システムがマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のために利用されることの防止に関する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2024/1624（OJ L, 2024/1624, 19.6.2024, ELI: <http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1624/oj>）。

⁸ マネーロンダリング及びテロ資金供与対策機関を設立し、並びに規則(EU)No 1093/2010、規則(EU)No 1094/2010 及び規則(EU)No 1095/2010 を改正する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2024/1620（OJ L, 2024/1620, 19.6.2024, ELI: <http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1620/oj>）。

定事業者が満たすべき AML/CFT 要件を規律し、かつ、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策機関（AMLA）の設立を含む EU の AML/CFT に係る機構上の枠組みを支える法的枠組みを形成することとなる。

(5) マネーロンダリング及びテロ資金供与は、国際的な状況の中で行われることが多い。国際的な調整及び協力を考慮しないで EU レベルで採択される措置は、その効果が極めて限定的なものとなるであろう。したがって、当該分野において EU が採択する措置は、国際的なレベルで講じられる他の行動と整合し、かつ、少なくともそれと同等に厳格なものであるべきである。EU の行動は、引き続き、金融活動作業部会（FATF）の勧告及びマネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いにおいて活動する他の国際機関の文書を特に考慮すべきである。マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いの実効性を強化する観点から、関連する EU の法令は、適当な場合には、2012 年 2 月に FATF が採択したマネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融への対策に関する国際基準（「改訂 FATF 勧告」）及び同基準のその後の改正に整合させるべきである。

(6) 国内レベルにおいて特定の経済部門に影響を及ぼすマネーロンダリング及びテロ資金供与に係る特有の脅威、リスク及び脆弱性は、EU の金融システムの健全性及び安定性に寄与する加盟国の能力を減殺する。そのため、加盟国が、そのような部門及び特有のリスクを特定したときは、規則(EU)2024/1624 の対象とされる部門以外の追加的な部門に AML/CFT 要件を適用することを決定することを認めることが適当である。域内市場及び EU の AML/CFT 制度の実効性を維持する観点から、欧州委員会は、AMLA の支援を得て、加盟国が意図する追加的な部門への AML/CFT 要件の適用が正当化されるか否かを評価することができるようにすべきである。特定の部門に関して EU レベルで行動をとることにより EU の最善の利益が達成される場合には、欧州委員会は、当該部門に AML/CFT 要件を適用しようとする加盟国に対し、欧州委員会が代わりに EU レベルで行動をとる意図を有することを通知すべきであり、当該加盟国は、意図する国内措置が緊急のリスクに対処することを目的とするものである場合を除き、当該国内措置をとることを差し控えるべきである。

(7) 特定事業者の一部の類型は、そのサービスの提供について免許又は規制上の要件に服しているが、他の種類の事業者については、職業への参入が規制されていない。職業又は活動の遂行に適用される枠組みのいかにかわらず、全ての特定事業者は、EU の金融システムのゲートキーパーとして行動しており、その任務を果たすために特有の AML/CFT に関する技能を身に付けなければならない。加盟国は、当該事業者の職業に参入しようとする者に対し、その職務を遂行することができるようにするための研修を提供することを検討すべきである。加盟国は、例えば、当該職業に関連する学術課程に AML/CFT の講座を含めること、又は当該職業への新規参入者を訓練するために職業団体と協力することを検討することができる。

(8) 特定事業者が特定の免許又は登録の要件に服していない場合には、加盟国は、当該特定事業者の適切な監督を確保するため、監督当局がその監督対象の範囲を確実に把握することができるようにする制度を整備すべきである。このことは、特定事業者の特定のために必要でない場合、例えば付加価値税（VAT）の登録により AML/CFT 要件の適用範囲に含まれる活動を行う事業者の特定が可能である場合にまで、加盟国が AML/CFT に特化した登録要件を課す必要があることを意味するものではない。

(9) 監督当局は、両替業者、小切手換金業者、信託又はカンパニーサービス事業者及びギャンプルサービス事業者並びに金融混合事業持株会社に関し、当該事業者の業務を実効的に経営する者及び当該事業者の実質的支配者が、良好な評判を有し、誠実かつ高潔に行動し、並びにその職務を遂行するために必要な知識及び専門性を有することを確保すべきである。者がこれらの要件を満たしているか否かを判断するための基準は、最低限、当該事業者がその経営者又は実質的支配者により犯罪目的で悪用されることから保護する必要性を反映すべきである。特定事業者の経営陣及び実質的支配者がこれらの要件を満たしていることの監督当局による確認について共通のアプローチを促進するため、AMLA は、良好な評判、誠実性及び高潔性を評価するための基準並びに知識及び専門性を評価するための基準に関するガイドラインを発出すべきである。

(10) 特定事業者において経営機能を有する者又はその他の方法で特定事業者を支配する者の適格性を評価するため、有罪判決に関する情報の交換は、理事会枠組決定 2009/315/JHA⁹及び理事会決定 2009/316/JHA¹⁰に従って行われるべきである。さらに、監督当局は、上級管理職の知識及び専門性並びにその良好な評判、誠実性及び高潔性並びに特定事業者の実質的支配者の良好な評判、誠実性及び高潔性を確認するために必要な全ての情報（信頼でき、かつ、独立した情報源を通じて入手可能な情報を含む。）にアクセスすることができるようにすべきである。

(11) 投資家居住権制度は、特に、マネーロンダリング、EU の制限措置の回避、汚職及び脱税に関してリスク及び脆弱性を有しており、これらは最終的には EU の安全保障に一定のリスクを生じさせるおそれがある。例えば、一部の制度の運用における弱点（リスク管理プロセスの欠如又は当該プロセスの不十分な実施を含む。）は汚職の機会を生じさせ得る一方、申請者の資金源及び富の源泉に関する確認が不十分であり、又は一貫性なく適用されることは、不正な手段により得た資金を合法化することを目的として、当該制度が申請者により犯罪目的で悪用されるリスクを高めるおそれがある。したがって、当該制度の運用に起因するリスクが EU の金融システムに影響を及ぼすことを回避するため、国内法により何らかの種類の投資と引換えに居住権を付与することを認めている加盟国は、マネーロンダリング、そ

⁹ 枠組決定 2009/315/JHA 第 11 条の適用における欧州犯罪記録情報システム（ECRIS）の設置に関する 2009 年 4 月 6 日の理事会決定 2009/316/JHA（OJ L 93, 7.4.2009, p. 33）。

¹⁰ 加盟国間における犯罪記録から抽出された情報の交換の組織及び内容に関する 2009 年 2 月 26 日の理事会枠組決定 2009/315/JHA（OJ L 93, 7.4.2009, p. 23）。

の前提犯罪及びテロ資金供与の関連リスクを軽減するための措置を講ずべきである。当該措置には、適切なリスク管理プロセス（その実施の実効的な監視を含む。）、申請者のプロフィールの確認（その資金源及び富の源泉に関する情報の取得を含む。）並びに管轄当局が保有する情報と照合した申請者に関する情報の検証が含まれるべきである。

(12) 欧州委員会は、域内市場に影響を及ぼし得る特定の国境を越えた脅威であって、個々の加盟国によっては特定し、かつ、効果的に対処することができないものを審査するのに適した立場にある。したがって、欧州委員会には、国境を越えた活動に関するリスクの評価を調整する責任が委ねられるべきである。マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する専門家グループ並びに金融情報ユニット（FIU）の代表者並びに適当な場合には AMLA を含むその他の EU レベルの機関の代表者のような関連する専門家の関与は、リスク評価プロセスの実効性にとって不可欠である。国家リスク評価及び経験もまた、当該プロセスのための重要な情報源である。欧州委員会による国境を越えたリスクの評価は、個人データの取扱いを伴うべきではない。いずれにせよ、データは完全に匿名化されるべきである。EU 及び国のデータ保護監督当局は、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの評価が個人のプライバシー及びデータ保護に影響を及ぼす場合に限り、関与すべきである。EU レベル及び国レベルにおけるリスク評価の間の相乗効果を最大化するため、欧州委員会及び加盟国は、一貫した方法論を適用するよう努めるべきである。

(13) EU レベルにおけるリスク評価の結果は、管轄当局及び特定事業者が、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを特定し、理解し、管理し、及び軽減することを支援することができる。したがって、リスク評価の結果を公表することが重要である。

(14) 加盟国は、引き続き、自国に直接影響を及ぼすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを特定し、評価し、理解し、並びにその軽減方法を決定するのに最も適した立場にある。したがって、各加盟国は、自国のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクを適切に特定し、評価し、及び理解し、並びに当該リスクを軽減するための行動を実施するための一貫した国家戦略を定めるため、適切な措置を講ずべきである。当該国家リスク評価には、当該加盟国の AML/CFT 制度の機構上の構造及び手続並びに配分された人的及び財政的資源についての記述（当該情報が入手可能な範囲に限る。）を含むべきである。リスクについての継続的な理解を維持するため、加盟国は、国家リスク評価を定期的に更新すべきであり、また、特定の部門、商品又はサービスに関連するリスクの対象を絞った更新及び評価によりこれを補足することができるようにすべきである。

(15) 法人及び法的取極めは、犯罪者が合法性の外観の陰に隠れる手段を提供し得るものであり、したがって、国内であるか国境を越えるものであるかを問わず、不正な収益を洗浄する

ために悪用されるおそれがある。当該リスクを軽減するため、加盟国は、法人が自国内に設立されていることにより、又は明示信託の受託者若しくは類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者が自国内に拠点を有し、若しくは居住し、若しくは自国内から当該法的取極めを管理していることにより、自国の領域内に存在する法人及び法的取極めに関連するリスクを理解することが重要である。法的取極めの場合には、当該取極めを規律する準拠法の選択に関する委託者の権利に鑑み、加盟国が、自国法の下で設定され得る法的取極めに関連するリスクを、自国法がそれを明示的に規律しているか、又はその創設が当事者の契約自由に根拠を有し、かつ、国内裁判所により承認されているかを問わず、理解していることもまた重要である。

(16) 国際金融システムの統合された性質及び EU 経済の開放性に鑑み、法人及び法的取極めに関連するリスクは、EU 域内のものを超えて広がっている。したがって、EU 及びその加盟国が、外国の法人及び外国の法的取極めに由来するリスクへのエクスポージャーについて理解を有することが重要である。当該リスク評価は、不動産の取得若しくは公共調達手続きに基づく契約の締結により、又は EU の金融システム及び経済へのアクセスを可能にする特定事業者との取引により、EU と十分な関連を有する個々の外国の法人又は外国の法的取極めの全てを対象とする必要はない。ただし、当該リスク評価は、EU 及びその加盟国が、どのような種類の外国の法人及び外国の法的取極めが EU の金融システム及び経済へのそのようなアクセスを享受しているか、並びに当該アクセスにどのような種類のリスクが関連しているかを理解することを可能にするものであるべきである。

(17) リスク評価の結果は、特定事業者が自らのリスクを特定し、理解し、管理し、及び軽減することができるよう、適時に特定事業者に提供されるべきである。当該結果は、要約した形式で共有し、公衆に提供することができるが、秘密情報又は個人データを含むべきではない。

(18) さらに、EU レベルにおけるリスクをより一層特定し、理解し、管理し、及び軽減するため、加盟国は、自国のリスク評価の結果を相互に、並びに欧州委員会及び AMLA に提供すべきである。秘密情報又は個人データは、AML/CFT に係る任務の遂行のために厳に必要であると認められる場合を除き、当該送付に含めるべきではない。

(19) 国家リスク評価において特定されたリスクを効果的に軽減するため、加盟国は、国内の対応を調整する当局を指定し、又はそのための仕組みを設置することにより、国レベルにおける一貫した行動を確保すべきである。加盟国は、指定された当局又は設置された仕組みが、当該任務を効果的に遂行し、かつ、特定されたリスクへの適切な対応を確保するために十分な権限及び資源を有することを確保すべきである。

(20) マネーロンダリング及びテロ資金供与と闘うための自国の制度の実効性を審査することができるようにするため、加盟国は、関連する統計を維持し、及びその質を向上させるべき

である。EU レベルで収集される統計データの質及び一貫性を高める観点から、欧州委員会及び AMLA は、マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いに関する EU 全体の状況を把握し、定期的な概況を公表すべきである。

(21) FATF は、各法域が拡散金融に関連する標的型金融制裁の潜在的な不履行又は回避のリスクを特定し、及び評価し、並びに当該リスクを軽減するための行動をとるための基準を策定した。FATF が導入したこれらの新たな基準は、大量破壊兵器の拡散及びその資金供与の防止、抑止及び阻止に関する国際連合安全保障理事会の関連決議を遵守するために各国が標的型金融制裁を実施することについての既存の厳格な要件に代わるものでも、それを損なうものでもない。これらの既存の義務は、理事会決定 2010/413/CFSP¹¹及び(CFSP)2016/849¹²並びに理事会規則(EU)No 267/2012¹³及び(EU)2017/1509¹⁴により EU レベルで実施されているとおり、引き続き EU 域内の全ての自然人及び法人を拘束する。EU がさらされている標的型金融制裁の不履行及び回避の特有のリスクに鑑み、リスク評価を、EU レベルで採択された全ての標的型金融制裁を包含するよう拡大することが適当である。標的型金融制裁に関連する AML/CFT 措置がリスクに応じた性質を有することは、EU 域内の全ての自然人又は法人に課される、指定された者又は団体の資金その他の資産を凍結し、かつ、これらの者又は団体に資金その他の資産を利用させないというルールに基づく義務を免除するものではない。

(22) 国際的なレベルにおける進展、特に改訂 FATF 勧告を反映し、かつ、標的型金融制裁を実施するための包括的な枠組みを確保するため、この指令により、EU レベル及び加盟国レベルにおいて標的型金融制裁の不履行又は回避のリスクを特定し、理解し、管理し、及び軽減するための要件を導入すべきである。

(23) 実質的支配者情報の中央登録簿（「中央登録簿」）は、法人及び法的取極めの悪用と闘う上で極めて重要である。したがって、加盟国は、法人及び法的取極めの実質的支配者情報、ノミニ取極めに関する情報並びに外国の法人及び外国の法的取極めに関する情報が中央登録簿において保有されることを確保すべきである。当該中央登録簿が容易にアクセス可能であり、かつ、質の高いデータを含むことを確保するため、登録簿による当該情報の収集及び保存に関する一貫した規則を導入すべきである。中央登録簿において保有される情報は、直ちに利用可能であり、かつ、機械可読な形式でアクセス可能であるべきである。

¹¹ イランに対する制限措置に関し、並びに共通の立場 2007/140/CFSP を廃止する 2010 年 7 月 26 日の理事会決定 2010/413/CFSP（OJ L 195, 27.7.2010, p. 39）。

¹² 朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置に関し、並びに決定 2013/183/CFSP を廃止する 2016 年 5 月 27 日の理事会決定(CFSP)2016/849（OJ L 141, 28.5.2016, p. 79）。

¹³ イランに対する制限措置に関し、並びに規則(EU)No 961/2010 を廃止する 2012 年 3 月 23 日の理事会規則(EU)No 267/2012（OJ L 88, 24.3.2012, p. 1）。

¹⁴ 朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置に関し、並びに規則(EC)No 329/2007 を廃止する 2017 年 8 月 30 日の理事会規則(EU)2017/1509（OJ L 224, 31.8.2017, p. 1）。

(24) 法人の悪用と闘うために透明性を高める観点から、加盟国は、実質的支配者情報が、EU 法を完全に遵守して、当該法人の外部に所在する中央登録簿に登録されることを確保すべきである。加盟国は、そのために、実質的支配者情報を収集する中央データベース、商業登記簿又はその他の中央登録簿を利用すべきである。加盟国は、特定事業者が一定の情報を中央登録簿に提供する責任を負うことを決定することができる。加盟国は、いかなる場合においても、当該情報が管轄当局に利用可能とされ、かつ、特定事業者が顧客調査措置を適用する際に特定事業者に提供されることを確保すべきである。

(25) 明示信託及び類似の法的取極めの実質的支配者情報は、受託者及び類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者が拠点を有し、若しくは居住する場所又は当該法的取極めが管理される場所において登録されるべきである。明示信託及び類似の法的取極めの実質的支配者に関する情報の実効的な監視及び登録を確保するためには、加盟国間の協力もまた必要である。明示信託及び類似の法的取極めの実質的支配者に関する加盟国の登録簿の相互接続は、当該情報をアクセス可能にするとともに、EU 域内において同一の明示信託及び類似の法的取極めが重複して登録されることを回避することを確保するものであるべきである。

(26) 実質的支配者に関する情報への適時のアクセスは、関係する法人又は受託者若しくは同等の地位を有する者に内報（tipping-off）するいかなるリスクも回避する方法で確保されるべきである。

(27) 中央登録簿に含まれるデータの正確性は、当該データへのアクセスを認められた全ての関係当局その他の者にとって、また、当該データに基づいて有効かつ適法な決定を行うために、基本的に重要である。したがって、加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、実質的支配者情報の提出後合理的な期間内に、及びその後定期的に、提出された情報が適切であり、正確であり、かつ、最新のものであることを検証することを確保すべきである。加盟国は、中央登録簿を担当する機関が、実質的支配者情報及びノミニー情報並びに実質的支配者が存在しない状況又は実質的支配者を特定することができなかった状況を検証するために必要な情報を要求することができることを確保すべきである。これらの状況においては、中央登録簿に提供される情報には、登録簿がそのとおりであるか否かを確認することができるよう、全ての関連する裏付け書類を含む理由の説明が添付されるべきである。加盟国はまた、中央登録簿を担当する機関が、検証（基本的権利を保護し、かつ、差別的な結果を回避する方法で行われる自動化された検証を含む。）を実施するための適切な手段を利用することができることを確保すべきである。

(28) 加盟国が、中央登録簿を担当する機関に対し、実質的支配者及び提供された情報の真実性を検証し、並びに疑いがあれば自国の FIU に報告するための十分な権限及び資源を委ねることが重要である。当該権限には、法人の事業所並びに明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者として行動する特定事業者の事業所において、中央登録

簿を担当する機関自身が行うか、又はその代わりに他の当局が行うかを問わず、立入検査を実施する権限が含まれるべきである。加盟国は、当該受託者又は類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者が法律専門家である場合、又はその事業所若しくは登録事務所がその私的な住居と同一である場合には、適切な保護措置が適用されることを確保すべきである。当該権限は、外国の法人及び外国の法的取極めが EU 域内に登録事務所又は代表者を有する場合には、当該外国の法人及び外国の法的取極めの EU 域内における代表者にも及ぶべきである。

(29) 実質的支配者情報の検証の結果、中央登録簿を担当する機関が当該情報に不整合若しくは誤りがあると結論付けた場合、又は当該情報がその他の点で要件を満たしていない場合には、当該機関は、当該不備が是正されるまでの間、中央登録簿における登録の証明を留保し、又は停止することができるようにすべきである。

(30) 中央登録簿を担当する機関は、不当な影響（情報の検証、措置若しくは制裁の賦課及び正当な利益を有する者へのアクセスの付与に関する不当な政治的又は業界の影響を含む。）を受けることなく、その職務を遂行すべきである。そのため、中央登録簿を担当する機関は、利益相反を防止し、及び管理するための方針を整備すべきである。

(31) 中央登録簿を担当する機関は、法人及び法的取極めを最終的に所有し、又は支配する個人（標的型金融制裁に関連して指定された個人を含む。）を迅速かつ効率的に特定するのに適した立場にある。所有及び支配の構造を適時に探知することは、標的型金融制裁の不履行及び回避のリスクへのエクスポージャーについての理解の向上並びに当該リスクを低減するための軽減措置の採用に寄与する。したがって、中央登録簿を担当する機関に対し、法人又は法的取極めの所有又は支配の構造の変更が標的型金融制裁の回避のリスクにつながるものであるか否かを探知するため、その保有する実質的支配者情報を、標的型金融制裁に関連する指定と、当該指定の直後及びその後定期的に照合することを義務付けることが重要である。法人又は法的取極めが標的型金融制裁の対象である者又は団体と関連している旨の中央登録簿における表示は、管轄当局及び EU の制限措置の実施を担当する当局の活動に資するものであるべきである。

(32) 中央登録簿において保有される実質的支配者情報と、特定事業者及び該当する場合には管轄当局が利用可能な実質的支配者情報との間の不一致の報告は、情報の正確性を検証するための実効的な仕組みである。特定された不一致は、データ保護の要件に従い、速やかに報告され、かつ、解消されるべきである。

(33) FIU 及びその他の管轄当局による不一致の報告が、疑わしい取引の分析又は進行中の犯罪捜査を害するおそれがある場合には、FIU 又はその他の管轄当局は、報告しない理由が消滅する時まで、不一致の報告を遅らせるべきである。さらに、FIU 及びその他の管轄当局

は、不一致の報告が国内法の秘密保持規定に反することとなる場合又は内報（tipping-off）の罪を構成することとなる場合には、不一致を報告すべきではない。

(34) 実質的支配者の概念の適用において公平な競争条件を確保するため、EU 全域にわたり、法人及び明示信託の受託者又は類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者のための統一的な報告経路及び手段が存在することが不可欠である。そのため、関係する中央登録簿への実質的支配者情報の提出の様式は、統一的なものであり、かつ、透明性及び法的確実性を保障するものであるべきである。

(35) 異なる種類の法形態の間の公平な競争条件を確保するため、受託者もまた、実質的支配者情報を取得し、及び保有し、並びに当該情報を中央登録簿又は中央データベースに伝達することを義務付けられるべきである。

(36) 実質的支配者に関する情報が、法人が解散し、又は法的取極めが消滅した後、最低 5 年間、中央登録簿及び中央登録簿の相互接続システムを通じて引き続き利用可能であることが不可欠である。加盟国は、AML/CFT 以外の目的のための実質的支配者情報の取扱いについて、当該取扱いが公益の目的に合致し、かつ、追求される正当な目的に照らして民主的社会において必要かつ比例的な措置を構成する場合には、法律により追加的な根拠を定めることができるようにすべきである。

(37) FIU、その他の管轄当局及び自主規制機関は、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の防止、探知、捜査及び訴追の目的で、実質的支配者に関する情報に即時に、フィルタリングされることなく、直接かつ無料でアクセスすることができるべきである。特定事業者もまた、顧客調査を実施する際に中央登録簿にアクセスすることができるべきである。加盟国は、特定事業者によるアクセスを手数料の支払に係らしめることを選択することができる。ただし、当該手数料は、当該登録簿において保有される情報の質を確保し、及び当該情報を利用可能にするための費用を賄うために必要なものに厳格に限定されるべきであり、かつ、実質的支配者情報への実効的なアクセスを損なうものであるべきではない。

(38) 国の公的機関による実質的支配者情報への直接的、適時かつフィルタリングされないアクセスは、EU の制限措置の適正な実施を確保し、EU の制限措置の不履行及び回避のリスクを防止し、並びに当該措置の違反を調査するためにも、極めて重要である。これらの理由により、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 215 条に基づき採択された関連する理事会規則の下で特定された、当該制限措置の実施について権限を有する当局は、相互接続された中央登録簿において保有される情報に直接かつ即時にアクセスすることができるべきである。

(39) EU の AML/CFT の枠組みにおいて役割を果たす EU の組織、部局及び機関は、その職務の遂行に当たり、実質的支配者情報にアクセスすることができるようにすべきである。この

ことは、欧州検察庁（EPPO）について該当するが、欧州不正対策局（OLAF）がその調査を遂行する場合並びにユーロポール及びユーロジャストが国の当局による捜査を支援する場合についても該当する。AMLA は、監督当局として、監督活動を行う際に実質的支配者情報へのアクセスを付与されることとなる。AMLA が FIU の活動を効果的に支援することができることを確保するため、AMLA は、共同分析の文脈においても実質的支配者情報にアクセスすることができるようにすべきである。

(40) 私生活の尊重及び個人データの保護に対する権利への干渉を限定するため、公衆による中央登録簿において保有される実質的支配者情報へのアクセスは、正当な利益の証明を条件とすべきである。当該正当な利益が存在することの検証に関する加盟国の異なるアプローチは、AML/CFT の枠組みの調和のとれた実施及び公衆によるアクセスが認められる予防的目的を妨げるおそれがある。したがって、欧州連合基本権憲章（「憲章」）を完全に尊重しつつ、EU レベルで正当な利益の承認及び検証のための枠組みを策定することが必要である。正当な利益が存在する場合には、公衆は、法人及び法的取極めの実質的支配者に関する情報にアクセスすることができるべきである。正当な利益は、公衆の一定の類型については推定されるべきである。正当な利益に基づくアクセスは、アクセスを請求する者の法的地位又は形態を条件とすべきではない。

(41) 非政府組織、学術研究者及び調査報道ジャーナリストは、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与との闘いにおける EU の目的に貢献してきた。したがって、これらの者は、実質的支配者情報へのアクセスについて正当な利益を有するものとみなされるべきである。当該情報は、これらの者がその機能を遂行し、適切な場合には公的監視を行うために極めて重要である。中央登録簿にアクセスすることができるかどうかは、これらの者がその活動を行う媒体若しくはプラットフォーム又は当該分野における過去の経験を条件とするべきではない。これらの類型の者がその活動を効果的に行い、かつ、報復のリスクを回避することができるようにするため、これらの者は、法人及び法的取極めとの関連性を証明することなく、当該法人及び法的取極めに関する情報にアクセスすることができるべきである。EU のデータ保護規則に定めるとおり、実質的支配者が自己の個人データの取扱いに関する情報にアクセスすることは、身体の安全に対する権利を含む他者の権利及び自由が悪影響を及ぼすものであってはならない。ジャーナリズムの目的のために行動する者又は市民社会組織が自己の個人データを閲覧した旨を実質的支配者に開示することは、潜在的な犯罪行為の調査を行うジャーナリスト及び市民社会組織の構成員の安全を損なうおそれがある。したがって、欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/679¹⁵第 85 条に従い個人データの保護に対する権利とジャーナリストの情報及び表現の自由とを調和させるため、並びに同規則第 23 条第 1 項(d)に従いマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の防止、捜査及び

¹⁵ 個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関し、並びに指令 95/46/EC を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/679（一般データ保護規則）（OJ L 119, 4.5.2016, p. 1）。

探知における市民社会組織の役割を確保するため、中央登録簿を担当する機関は、これらの種類の公衆による自己のデータの取扱いに関する情報を実質的支配者と共有するべきではなく、ジャーナリズムの目的のために行動する者又は市民社会組織が自己のデータを閲覧したという事実のみを共有するべきである。

(42) 商取引の健全性は、域内市場及び EU の金融システムが適切に機能するために不可欠である。そのため、EU における法人又は法的取極めと取引をしようとする者が、潜在的な取引相手がマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関与していないことを確認するために、当該法人又は法的取極めの実質的支配者に関する情報にアクセスすることができることが重要である。犯罪者が法人組織の背後にその身元を隠しているという証拠は広く存在し、法人又は法的取極めとの取引を行う可能性のある者が実質的支配者の身元を知ることができるようにすることは、犯罪目的での法人又は法的取極めの濫用との闘いに資する。取引は、商取引活動又は製品若しくはサービスの提供若しくは購入に限られず、ある者が、欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/2366¹⁶第 4 条第 25 号に定義する資金若しくは暗号資産を当該法人若しくは法的取極めに投資する可能性がある場合又は当該法人を取得する可能性がある場合をも含み得る。したがって、実質的支配者情報にアクセスするための正当な利益の要件は、経済活動又は商業活動を行う者によってのみ満たされるものと解されるべきではない。

(43) マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の越境的性質に鑑み、第三国の当局が、AML/CFT に関するその任務を遂行するための具体的な捜査又は分析の文脈において必要とする場合には、EU の法人及び法的取極めに関する実質的支配者情報へのアクセスについて正当な利益を有することが認められるべきである。同様に、第三国において AML/CFT 要件の対象となる事業者は、EU において設立された法人及び法的取極めに関し、当該第三国の AML/CFT 要件に従って顧客調査措置を講ずることが求められる場合には、EU の中央登録簿における実質的支配者情報にアクセスすることができるべきである。中央登録簿に含まれる情報へのアクセスは、いずれも、個人データの保護に関する EU 法、特に規則(EU)2016/679 第 5 章に適合するべきである。そのため、中央登録簿は、EU 域外に所在する者からの請求が、同規則第 49 条に基づく例外を援用することができる条件に該当し得るかどうかについても検討するべきである。マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与との闘いが一般的な公益の目的であり、公共安全の目的がこれと関連していることは、欧州連合司法裁判所（以下「司法裁判所」という。）の確立した判例である。第三国の FIU 並びに法執行当局及び司法当局による捜査及び分析の健全性を保持するため、中央登録簿は、これらの当局による実質的支配者の個人データの取扱いを当該実質的支配者に開示することが当該当局の捜査及び分析に悪影響を及ぼす限りにおいて、その開示を差し控えるべき

¹⁶ 域内市場における支払サービスに関し、指令 2002/65/EC、指令 2009/110/EC 及び指令 2013/36/EU 並びに規則(EU)No 1093/2010 を改正し、並びに指令 2007/64/EC を廃止する 2015 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/2366（OJ L 337, 23.12.2015, p. 35）。

である。ただし、データ主体の権利を保持するため、中央登録簿は、当該開示がもはや捜査又は分析を危うくしなくなるまでの間に限り、当該情報の開示を差し控えるべきである。当該期限は、最長 5 年と定められるべきであり、第三国の当局からの正当な理由のある請求がある場合に限り延長されるべきである。

(44) 十分に柔軟で、かつ、新たに生ずる状況に適応することができるアクセス制度を確保するため、加盟国は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及び対策に関連する正当な利益を証明することができるいかなる者に対しても、個別の事案ごとに、実質的支配者情報へのアクセスを認めることができるべきである。加盟国は、この指令において特定された類型を超える正当な利益の事案に関する情報を収集し、これを欧州委員会に通知するべきである。

(45) 犯罪者は、いかなる時点においても法人を濫用し得る。しかしながら、法人のライフサイクルにおける一定の段階、例えば会社設立の段階や、組織変更、合併又は分割といった会社構造に変更がある場合は、より高いリスクと関連しており、これらにより犯罪者が法人の支配権を取得することが可能となる。EU の枠組みは、欧州議会及び理事会の指令 (EU)2017/1132¹⁷に基づき、法人の存続期間中のこれらの段階について公的機関による監督を定めている。これらの公的機関がその活動を効果的に行い、かつ、犯罪目的での法人の濫用の防止に貢献することができることを確保するため、当該公的機関は、相互接続された中央登録簿に含まれる情報にアクセスすることができるべきである。

(46) EU の資金提供プログラムに基づき欧州委員会に提出される会計に含まれる支出の適法性及び適正性を確保する観点から、プログラム当局は、EU の資金の受領者の実質的支配者に関する情報を収集し、その管理及び統制システムに保存しなければならない。したがって、加盟国のプログラム当局が、欧州議会及び理事会の規則(EU)2021/1060¹⁸に従い、不正を含む不正規事項を防止し、探知し、是正し、及び報告する義務を履行するため、相互接続された中央登録簿に保有される実質的支配者情報にアクセスすることができることを確保する必要がある。

(47) EU の財政的利益を保護するため、欧州議会及び理事会の規則(EU)2021/241¹⁹に基づく復興・強靱化ファシリティを実施する加盟国の当局は、同規則に基づき求められる EU の資

¹⁷ 会社法の一定の側面に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/1132 (OJ L 169, 30.6.2017, p. 46)。

¹⁸ 欧州地域開発基金、欧州社会基金プラス、結束基金、公正な移行基金及び欧州海洋・漁業・養殖基金に関する共通規定並びにこれらの基金並びに庇護・移民・統合基金、域内安全基金及び国境管理・査証政策のための財政支援手段に関する財政規則を定める 2021 年 6 月 24 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2021/1060 (OJ L 231, 30.6.2021, p. 159)。

¹⁹ 復興・強靱化ファシリティを設立する 2021 年 2 月 12 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2021/241 (OJ L 57, 18.2.2021, p. 17)。

金の受領者又は契約者に関する実質的支配者情報を収集するため、相互接続された中央登録簿にアクセスすることができるべきである。

(48) 公共調達における汚職は、公共の利益を害し、公衆の信頼を損ない、市民の生活に悪影響を及ぼす。公共調達手続が汚職、詐欺その他の前提犯罪に対して脆弱であることに鑑み、公共調達手続について権限を有する国の当局は、入札者を最終的に所有し、又は支配する自然人の身元を確認し、及び犯罪者が調達手続に関与しているおそれがある事案を特定するため、中央登録簿を閲覧することができるべきである。中央登録簿に保有される情報への適時のアクセスは、公共調達手続を実施する公的機関が、当該手続における汚職の事例を探知することを含め、その機能を効果的に果たすことができることを確保するために極めて重要である。調達手続に関する公的機関の概念には、物品及びサービスに係る公共調達手続又はコンセッションに関する EU 法令における発注機関の概念に加え、加盟国が公共調達手続の適法性を確認するために指定する公的機関であって、AML/CFT の目的における管轄当局でないものを含むべきである。

(49) 第三者提供者が提供する顧客スクリーニング等の製品は、特定事業者による顧客調査の実施を支援する。このような製品は、特定事業者に顧客に関する全体的な視野を与え、これにより、特定事業者は、顧客のリスク分類、適用すべき低減措置及び顧客の活動に関する疑いの有無について、十分な情報に基づく判断を行うことができる。これらの製品は、また、実質的支配者に関する情報を他の技術的解決策で補完することにより、管轄当局が、犯人の所在の特定を通じたものを含め、複雑な犯罪スキームについてより広い視野を持つことを可能にし、疑わしい取引の分析並びにマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の潜在的事案の捜査における管轄当局の業務にも貢献する。したがって、これらの製品は、マネーロンダリングのスキームを特徴付ける、ますます複雑化し高速化する資金移動の追跡において極めて重要な役割を果たしている。コンプライアンス基盤におけるその確立した機能に鑑み、これらの製品を提供する事業者は、登録簿から取得したデータが、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及び対策に関連する任務の遂行のために、EU における特定事業者及び管轄当局に対してのみ提供されることを条件として、中央登録簿に保有される情報へのアクセスについて正当な利益を有するものとみなすことが正当化される。

(50) 実質的支配者情報へのアクセスを目的とする正当な利益の概念の実施について異なるアプローチが採られることを回避するため、当該正当な利益の承認のための手続は、調和されるべきである。これには、正当な利益の申請及び承認のための共通の様式が含まれるべきであり、これにより、EU 全域の中央登録簿による相互承認が容易になる。そのため、調和された様式及び手続を定める実施権限が欧州委員会に付与されるべきである。

(51) 以前に正当な利益が確認された者に対してアクセスを認める手続が過度な負担とならないことを確保するため、アクセスは、簡素化された手続に基づいて更新することができる。当該手続を通じて、中央登録簿を担当する機関は、確認のために以前に取得した情報が正確かつ関連性のあるものであることを確保し、必要な場合にはこれを更新する。

(52) さらに、比例的かつ均衡のとれたアプローチを確保し、私生活及び個人データの保護に対する権利を保障することを目的として、加盟国は、例外的な状況において、実質的支配者に関する個人情報が当該実質的支配者を詐欺、誘拐、恐喝、強要、嫌がらせ、暴力又は脅迫の不均衡なリスクにさらすこととなる場合には、中央登録簿を通じた当該情報の開示及び当該情報へのアクセスに対する適用除外を定めるべきである。また、加盟国は、中央登録簿に情報を請求する者を特定するためのオンライン登録を求めること、及び正当な利益を有する者による登録簿内の情報へのアクセスについて手数料の支払を求めることができるべきである。ただし、当該手数料は、中央登録簿に保有される情報の質を確保し、及び当該情報を利用可能にするための費用を賄うために必要な範囲に厳格に限定されるべきであり、実質的支配者情報への実効的なアクセスを損なうものであってはならない。

(53) 申請者の本人確認は、正当な利益を有する者のみが実質的支配者情報にアクセスすることができることを確保するために必要である。ただし、本人確認の手続は、申請者の居住国又は国籍に基づくものを含め、差別をもたらさないような方法で行われるべきである。そのため、加盟国は、正当な利益を有する者が実質的支配者情報に実効的にアクセスすることができるよう、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 910/2014²⁰に基づき通知された電子識別スキーム及び関連する適格トラストサービスを含むがこれらに限られない、十分な本人確認の仕組みを設けるべきである。

(54) 指令(EU)2018/843 は、指令(EU)2017/1132 により設置された欧州中央プラットフォームを通じて、実質的支配者情報を保有する加盟国の中央登録簿の相互接続を実現した。当該相互接続は、管轄当局、特定事業者及び正当な利益を有する者による実質的支配者情報への実効的な越境アクセスのために不可欠であることが証明されている。この指令の国内法化に先立ち、発展した規制要件を実施するためには、当該相互接続の継続的な開発が必要となる。したがって、相互接続に関する作業は、システム全体の機能に加盟国が関与する形で継続されるべきであり、当該関与は、システムの運用及びその将来の開発に関する問題についての欧州委員会と加盟国の代表との間の定期的な対話によって確保されるべきである。

(55) 中央登録簿の相互接続を通じ、各加盟国の中央登録簿に含まれる法的取極めの実質的支配に関する情報への国内アクセス及び越境アクセスの双方は、正当な利益の定義に基づき、関係する中央登録簿を担当する機関が行う決定により認められるべきである。実質的支配者情報へのアクセスを制限する決定が再審査され得ることを確保するため、当該決定に対する

²⁰ 域内市場における電子取引のための電子識別及びトラストサービスに関し、並びに指令 1999/93/EC を廃止する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 910/2014（OJ L 257, 28.8.2014, p. 73）。

不服申立ての仕組みが設けられるべきである。一貫性のある効率的な登録及び情報交換を確保する観点から、加盟国は、自国の中央登録簿を担当する機関が、ある加盟国の法に準拠し、他の加盟国において管理される信託及びこれに類する法的取極め又はその受託者が他の加盟国に所在し、若しくは居住する信託及びこれに類する法的取極めに関する情報を共有することを含め、他の加盟国の対応する機関と協力することを確保するべきである。

(56) 規則(EU)2016/679 は、この指令の目的のための個人データの取扱いに適用される。実質的支配者として中央登録簿にその個人データが保有される自然人は、適用されるデータ保護規則について知られるべきである。さらに、最新であり、かつ、実際の実質的支配者に対応する個人データのみが利用可能とされるべきであり、実質的支配者は、EU のデータ保護法制の下での自己の権利及び当該権利を行使するために適用される手続について知られるべきである。

(57) 銀行口座及び支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫の保有者の身元に関する情報への FIU その他の管轄当局のアクセスが遅延することは、マネーロンダリング及びテロ資金供与に関連する資金移動の探知を妨げる。したがって、銀行口座及び支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫の保有者、その代理権者及びその実質的支配者の身元に関する情報に適時にアクセスするための効率的な手段として、登録簿又はデータ検索システムといった中央集権的自動化メカニズムを全ての加盟国において設けることが不可欠である。当該情報には、解約された顧客口座の保有者、仮想 IBAN を含む銀行口座及び支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫に関する過去の情報が含まれるべきである。アクセスに関する規定を適用するに当たっては、国の FIU がその照会の対象とするデータに即時かつフィルタリングなしにアクセスすることができることを条件として、既存の仕組みを利用することが適当である。加盟国は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与に関するリスクのより実効的な低減を達成するため、必要かつ比例的と認められるその他の情報を当該仕組みに入力することを検討するべきである。FIU、共同分析の文脈における AMLA 及び監督当局による当該照会及び関連情報の要求については、完全な秘密性が確保されるべきである。

(58) 仮想 IBAN は、信用機関及び金融機関が発行する仮想的な番号であり、支払を実在の銀行口座又は支払口座に転送することを可能にするものである。仮想 IBAN は、例えば国境を越えた支払の受領及び送付の手続を合理化するためなど、事業者により正当な目的で利用され得る一方で、口座保有者の身元を不明瞭にするために利用され得ることから、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のリスクの増大とも関連しており、FIU が資金の流れを追跡し、口座の所在を特定し、及び口座の停止又は監視を含む必要な措置を課すことを困難にする。これらのリスクを低減し、FIU による不正な資金の流れの追跡及び探知を容易にするため、中央集権的自動化メカニズムは、銀行口座又は支払口座に関連付けられた仮想 IBAN に関する情報を含むべきである。

(59) プライバシーを尊重し、個人データを保護するため、AML/CFT の調査の実施に必要な最小限のデータが、銀行口座又は支払口座、証券口座及び暗号資産口座に関する中央集権的自動化メカニズムにおいて保有されるべきである。加盟国は、収集することが有用かつ比例的であるその他のデータを決定することができるべきである。当該メカニズムに関する規定を国内法化するに当たり、加盟国は、顧客調査措置の適用において取得された文書及び情報の保存期間と同等の保存期間を定めるべきである。加盟国は、正当な理由が示されることを条件として、例外的に保存期間を延長することができるべきである。追加の保存期間は、5 年を超えるべきではない。当該期間は、刑事手続又は行政手続を容易にするための個別の事案ごとの決定を可能にする他のデータ保存要件を定める国内法に影響を及ぼすものではない。当該メカニズムへのアクセスは、知る必要性（need-to-know）の原則に基づくべきである。

(60) 加盟国の中央集権的自動化メカニズムの相互接続を通じ、国の FIU は、他の加盟国における銀行口座及び支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫の所有者の身元に関する越境情報を迅速に取得することができるようになり、これにより、財務分析を効果的に行い、他の加盟国の対応する FIU と協力する能力が強化される。銀行口座及び支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫に関する情報への直接の越境アクセスは、FIU が、仮想 IBAN の利用によるものを含め様々な口座を通じて流された資金を追跡し、マネーロンダリング及びテロ資金供与の潜在的事案を探知し、並びに迅速な法執行措置を保障するため、十分に短い期間内に財務分析を作成することを可能にする。AMLA は、共同分析の枠組みにおいて FIU に業務上の支援を提供するため、相互接続された中央集権的自動化メカニズムへの直接アクセスも付与されるべきである。加盟国は、監督当局がその任務を効果的に遂行することができるよう、相互接続された中央集権的自動化メカニズムへの直接アクセスが監督当局にも拡大されることを確保するべきである。

(61) 個人データの保護に対する権利及びプライバシーに対する権利を尊重し、並びに国の中央集権的自動化メカニズムに含まれる情報への越境アクセスの影響を限定するため、銀行口座登録簿相互接続システム（以下「BARIS」という。）を通じてアクセス可能な情報の範囲は、データ最小化の原則に従い、銀行口座若しくは支払口座、証券口座、暗号資産口座又は貸金庫を保有し、又は支配する自然人又は法人を特定するために必要な最小限に制限されることとなる。FIU 及び AMLA 並びに監督当局には、BARIS への即時かつフィルタリングなしのアクセスが認められるべきである。加盟国は、FIU の職員が秘密保持及びデータ保護に関する高い職業的基準を維持し、かつ、高い廉潔性を有し、適切な技能を備えていることを確保するべきである。さらに、加盟国は、高い技術水準でデータの安全性を保障する技術的及び組織的措置を講ずるべきである。

(62) 銀行口座及び支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに貸金庫に関する情報を含む加盟国の中央集権的自動化メカニズム（中央登録簿又は中央電子データ検索システム）を BARIS

を通じて相互接続するためには、様々な技術的特性を有する各国のシステムの調整が必要となる。そのため、各国の中央集権的自動化メカニズムの間の相違を考慮した技術的措置及び仕様が策定されるべきである。

(63) 不動産は、資金の真の出所及び実質的支配者の身元を不明瞭にすることを可能にすることから、犯罪者にとって不正な活動の収益を洗浄するための魅力的な商品である。FIU その他の管轄当局による不動産並びに不動産を所有する自然人、法人及び法的取極めの適切かつ適時の特定は、マネーロンダリングのスキームの探知並びに資産の凍結及び没収のため、並びに標的型金融制裁を実施する行政上の凍結措置のために重要である。したがって、加盟国は、FIU その他の管轄当局に対し、不動産に関わる潜在的な犯罪事案の分析及び捜査を適切に行うことを可能にする情報への即時かつ直接のアクセスを提供することが重要である。実効的なアクセスを容易にするため、当該情報は、単一アクセスポイントを通じて、デジタル手段により、かつ、可能な場合には機械可読な形式で、無料で提供されるべきである。当該情報には、当該加盟国の FIU その他の管轄当局が、マネーロンダリングその他の種類の犯罪を示唆し得る土地、不動産取引を含む不動産に関する疑わしい活動を分析し、及び特定することができるよう、過去の一定期間における不動産の所有の履歴、不動産が過去に取得された価格及び関連する担保負担を含む過去の情報が含まれるべきである。当該過去の情報は、不動産取引の実施の際に既に収集されている種類の情報に関するものである。したがって、影響を受ける者に新たな義務が課されることはなく、関係者の正当な期待が十分に尊重されることが確保される。不動産に関わる犯罪スキームがしばしば越境的性質を有することに鑑み、管轄当局がアクセスし、及び他の加盟国の対応する当局と共有することができるべき最小限の情報の範囲を特定することが適当である。

(64) 加盟国は、マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止し、及びこれらに対処するため、疑わしい取引及び活動と基礎となる犯罪行為との関連を明らかにすることを目的として、情報を収集し、及び分析する、業務上独立し、かつ、自律的な FIU を設置しており、又は設置するべきである。FIU は、疑わしい取引の届出、税関情報システムを通じた現金の越境物理的移動に関する報告、一定の閾値を超えた場合に報告される取引に関する報告（閾値に基づく届出）その他特定事業者が提出するマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関連する情報の受理及び分析について責任を負う単一の国の中央機関であるべきである。FIU の業務上の独立性及び自律性は、特定の情報の分析、要求及び提供に関して自律的な決定を行う能力を含め、その機能を自由に遂行する権限及び能力を FIU に付与することにより確保されるべきである。いかなる場合においても、FIU は、関係する管轄当局に情報を送付し、又は提供する独立した権利を有するべきである。FIU には、その自律性及び独立性を確保し、かつ、その任務を効果的に遂行することを可能にする方法で、適切な財政的、人的及び技術的資源が提供されるべきである。FIU は、その業務上の独立性を損なうおそれのある政治、政府又は業界による不当な影響又は干渉を受けることなく、個別に又は定常的に、その機能を遂行するために必要な資源を取得し、及び配置することができるべきであ

る。これらの要件の充足を評価し、並びに弱点及びベストプラクティスを特定するため、AMLA は、FIU のピアレビューの実施を調整する権限を付与されるべきである。

(65) FIU の職員は、高い廉潔性を有し、適切な技能を備え、かつ、高い職業的基準を維持するべきである。FIU は、利益相反を効果的に防止し、及び管理するための手続を整備するべきである。その業務の性質上、FIU は、大量の機微な個人情報及び金融情報を受領し、かつ、これにアクセスする。したがって、FIU の職員は、ビッグデータ分析ツールの倫理的な利用に関して適切な技能を有するべきである。さらに、FIU の活動は、個人データの保護に対する権利、私生活に対する権利及び財産権といった個人の基本的権利に影響を及ぼし得る。したがって、FIU は、基本的権利担当官を指名するべきであり、当該担当官は、FIU の既存の職員の中から指名することができる。基本的権利担当官の任務には、FIU の活動を妨げ、又は遅延させることなく、FIU による基本的権利の遵守を監視し、及び促進すること、FIU の方針及び実務の基本的権利への影響について FIU に助言及び指導を行うこと、FIU の活動の適法性及び倫理性を精査すること、並びに拘束力のない意見を発出することが含まれるべきである。基本的権利担当官の指名は、FIU がその任務を遂行するに当たり、影響を受ける個人の基本的権利を尊重し、及び保護することを確保するのに資することとなる。

(66) FIU は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与への対処を任務とする管轄当局に情報を提供することができるべきである。当該当局には、捜査、訴追又は司法の役割を有する当局が含まれると解されるべきである。加盟国においては、その他の当局がマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与との闘いに関連する専門的な役割を有しており、FIU は、その業務分析又は戦略分析の結果が当該当局の機能に関連すると認める場合には、当該当局にもその結果を提供することができるべきである。当該分析の結果は、捜査及び訴追の業務の過程において手掛かりを得るために用いられる有意義なインテリジェンスを提供する。疑わしい取引の届出又は疑わしい活動の届出の情報源は、提供に際して開示されるべきではない。ただし、このことは、FIU が、例えば IBAN 番号、BIC 又は SWIFT コードに関する情報を含む関連情報を提供することを妨げるものではない。さらに、FIU は、他の管轄当局からの要請に応じる場合を含め、その保有するその他の情報を共有することができるべきである。FIU は、その自律性及び独立性を行使するに当たり、情報の提供の拒否が、協力並びにマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与への対処というより広い目的にどのような影響を及ぼし得るかを考慮するべきである。拒否は、例えば当該情報がその更なる提供に同意していない他の FIU に由来する場合や、当該情報が要請された目的のために使用されないと信ずるに足る理由を FIU が有する場合など、例外的な状況に限定されるべきである。このような場合には、FIU は、拒否の理由を示すべきである。当該理由には、当該情報を FIU が保有していないこと、又は更なる提供への同意が得られていないことの説明が含まれ得る。

(67) FIU と監督当局との間の実効的な協力及び情報交換は、金融システムの健全性及び安定性にとって極めて重要である。これは、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及び対策に対する包括的かつ一貫したアプローチを確保し、EU の AML/CFT 制度の実効性を高め、並びに不正な金融活動がもたらす脅威から経済を守るものである。FIU が保有する情報、例えば、特定事業者が提出する疑わしい取引の届出の質及び量、FIU による情報提供の要請に対する特定事業者の回答の質及び適時性並びにマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の類型、傾向及び手口に関する情報は、監督当局が、リスクがより高い分野又はコンプライアンスが脆弱な分野を特定することに役立ち、これにより、特定の特定事業者又は部門に関して監督を強化する必要があるかどうかについての知見を監督当局に提供することができる。そのため、FIU は、自発的に又は要請に応じて、監督の目的に関連し得る一定の類型の情報を監督当局に提供するべきである。

(68) FIU は、テロリストネットワークの金融上の活動、特に国境を越えるものを特定し、かつ、その資金提供者を発見する上で重要な役割を果たしている。金融インテリジェンスは、テロ犯罪の助長並びにテロ組織のネットワーク及びスキームを解明する上で、根本的に重要なものとなり得る。FIU の機能、権限及び権能には、依然として著しい差異がある。しかしながら、現在の差異は、FIU の活動、特に、インテリジェンス、捜査及び司法の活動並びに国際協力を担う全ての当局を支援するための予防的な分析を行うその能力に影響を及ぼすべきではない。FIU がその任務を遂行するに当たっては、FIU が迅速にアクセスすることができ、かつ、他の加盟国のカウンターパートとの間で支障なく交換することができるべきデータの最小限の範囲を特定することが不可欠となっている。マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の疑いがある全ての場合において、情報は、FIU 間で、不当な遅滞なく、直接かつ迅速に流通すべきである。したがって、FIU の権限及び FIU 間の協力を明確化することにより、FIU の有効性及び効率性を更に向上させることが不可欠である。

(69) FIU の権限には、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与と闘うために必要とする「金融」情報、「行政」情報及び「法執行」情報に、直接又は間接にアクセスする権利が含まれる。これらの一般的な類型にどのような種類の情報が含まれるかについての定義が欠如していることにより、FIU には相当に多様な範囲の情報へのアクセスが認められる結果となっており、このことは、FIU の分析機能に影響を及ぼすとともに、共同分析の枠組みにおけるものを含め、他の加盟国のカウンターパートと効果的に協力する FIU の能力にも影響を及ぼしている。したがって、EU 全域の全ての FIU が直接又は間接に利用することができるようにすべき「金融」情報、「行政」情報及び「法執行」情報の最小限の範囲を定義することが必要である。FIU は、また、特定の閾値を超えた場合に報告される取引に関する情報（閾値に基づく報告）を受領してそのデータベースに保存し、又はこれにアクセスしている。これらの報告は、重要な情報源であり、国内分析及び共同分析の文脈において FIU により広く利用されている。したがって、閾値に基づく報告は、FIU.net を通じて交換される情報の種類に含まれる。直接アクセスは、FIU の業務上の有効性及び即応性のための重要な

前提条件である。そのため、加盟国は、この指令が求めるものよりも広範な情報への直接アクセスを FIU に提供することができるものとすべきである。同時に、この指令は、特定の種類の情報（例えば、調達に関する情報）が様々な保管場所又はアーカイブに分散している場合において、加盟国に新たなデータベース又は登録簿を設置することを求めるものではない。データベース又は登録簿が設置されていない場合には、加盟国は、FIU が当該情報を迅速に入手することができることを確保するために必要なその他の措置を講ずべきである。さらに、FIU は、その機能に関連する全ての必要な情報を、いずれの特定事業者からも迅速に入手することができるべきである。FIU は、また、他の FIU からの要請に基づいてそのような情報を入手し、かつ、当該情報を要請を行った FIU と交換することができるべきである。

(70) 情報がデータベース、登録簿又は電子データ検索システムに含まれており、FIU が仲介者の関与なしに、自動化されたメカニズムを通じて当該情報を直接入手することができる場合には、アクセスは直接かつ即時のものとみなされるべきである。情報が他の機関又は当局により保有されている場合には、直接アクセスとは、当該当局又は機関が、要請されたデータ又は提供される情報の内容に干渉することなく、当該情報を迅速に FIU に送付することをいう。情報は、いかなる選別（フィルタリング）も受けるべきではない。もっとも、状況によっては、情報に付随する秘密保持要件により、選別されていない形で情報を提供することが許されない場合がある。例えば、税務情報が第三国の税務当局の同意に基づいてのみ FIU に提供され得る場合、法執行情報への直接アクセスが進行中の捜査を危うくし得る場合、並びに欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/681²¹に従って収集された乗客予約記録データに関する場合がこれに該当する。このような場合には、加盟国は、FIU の分析活動を容易にするため、国内の他の当局に提供されている条件と同様の条件の下で FIU がアクセスすることを認めることを含め、FIU による情報への実効的なアクセスを確保するためにあらゆる努力を払うべきである。

(71) 大多数の FIU には、分析を行い、疑いを確認し、及び分析活動の結果を管轄当局に提供するために、緊急の措置を講じ、取引を停止し、又は取引に対する同意を留保する権限が付与されている。しかしながら、停止権限の期間に関しては加盟国間で一定の差異があり、このことは、FIU 間協力を通じた国境を越える性質を有する活動の延期に影響を及ぼすだけでなく、個人の基本権にも影響を及ぼしている。さらに、FIU が、差押えの目的を含め、犯罪資金又は犯罪資産を速やかに保全し、その散逸を防止する能力を有することを確保するため、FIU には、口座又は取引関係を通じて行われた取引を分析し、疑いを確認し、及び分析の結果を関係する管轄当局に提供するために、銀行口座若しくは支払口座、暗号資産口座又は取引関係の利用を停止する権限が付与されるべきである。そのような停止は財産権に影響を及ぼすものであることから、FIU は、資金を保全し、必要な分析を行い、及び適切な措置の採択の可能性のために分析の結果を管轄当局に提供するために、限定された期間に限り、

²¹ テロ犯罪及び重大犯罪の防止、探知、捜査及び訴追のための乗客予約記録（PNR）データの利用に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/681（OJ L 119, 4.5.2016, p. 132）。

取引、口座又は取引関係を停止することができるものとすべきである。影響を受ける者の基本権に対するより重大な影響に鑑み、口座又は取引関係の停止は、より限定された期間について課されるべきであり、当該期間は 5 営業日とすべきである。加盟国は、国内法に従い、FIU が資産回復の分野における権限を行使し、かつ、犯罪資産の追跡、差押え、凍結又は没収の機能を遂行する場合には、より長い停止期間を定めることができる。このような場合には、影響を受ける者の基本権の保護が保障されるべきであり、FIU は、適切な国内の保護措置に従ってその機能を行使すべきである。FIU は、取引、口座又は取引関係の停止が不要となったときは、直ちに当該停止を解除すべきである。より長い停止期間が定められている場合には、取引、口座又は取引関係を停止された影響を受ける者は、当該停止命令について裁判所において争う機会を有するべきである。

(72) 特定の状況において、FIU は、自己のために又は他の FIU のために、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の重大なリスクを呈する者に関し、銀行口座若しくは支払口座若しくは暗号資産口座又はその他の種類の取引関係を通じて行われる取引又は活動を、定められた期間にわたりモニタリングするよう、特定事業者に要請することができるべきである。口座又は取引関係のより綿密なモニタリングは、FIU に対し、口座名義人の取引パターンについての追加的な知見を提供し、FIU による更なる措置（口座又は取引関係の停止、収集されたインテリジェンスの分析及び捜査当局及び訴追当局へのその提供を含む。）を正当化し得る異常な又は疑わしい取引又は活動の適時の発見につながり得る。FIU は、また、顧客調査の実施に関連する情報について、特定事業者に注意喚起を行うことができるべきである。そのような注意喚起は、特定事業者がその顧客調査手続に情報を反映させ、及びそのリスクとの整合性を確保し、それに応じてそのリスク評価及びリスク管理システムを更新することに役立ち、また、より高いリスクを呈する特定の顧客又は取引について強化された顧客調査措置の必要性を生じさせ得る追加的な情報を特定事業者に提供することに役立ち得る。

(73) 透明性及び説明責任を高め、並びにその活動に関する認識を向上させるため、FIU は、毎年、活動報告書を公表すべきである。当該報告書は、少なくとも、受領した疑わしい取引の届出及びそれに対してとられた事後措置、国内の管轄当局に対して行った情報提供の件数及び当該情報提供に対してとられた事後措置、他の FIU に対して行った要請及び他の FIU から受けた要請の件数に関する統計データ並びに特定された傾向及び類型に関する情報を提供すべきである。当該報告書は、機微な情報及び秘密指定された情報を含む部分を除き、公表されるべきである。

(74) FIU は、少なくとも年 1 回、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出の質、その適時性、疑いの記述及び提供された追加的な書類に関するフィードバックを提供すべきである。そのようなフィードバックは、個々の特定事業者又は特定事業者の集団に対して提供することができ、疑わしい取引及び活動を発見し及び特定する特定事業者の能力を更に向上させ、

疑わしい取引の届出の質を向上させ、全体的な届出の仕組みを強化し、並びにマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与に関連する傾向、類型及びリスクについての重要な知見を特定事業者に提供することを目的とすべきである。FIU は、フィードバックの種類及び頻度を決定するに当たっては、可能な限り、届出活動の改善が必要とされ得る分野を考慮すべきである。FIU 間で一貫したアプローチをとり、及び特定事業者に対する適切なフィードバックを行うことを支援するため、AMLA は、フィードバックの提供に関するベストプラクティス及びアプローチについて、FIU に対して勧告を発出すべきである。FIU は、分析業務又は捜査業務を危うくしない場合には、個々の届出についてであるか集計した形であるかを問わず、疑わしい取引の届出の利用状況又はその結果に関するフィードバックを提供することを検討することができる。FIU は、また、税関当局に対し、少なくとも年 1 回、現金の国境を越える物理的移動に関する報告の有効性及びそれに対する事後措置についてフィードバックを提供すべきである。

(75) FIU の目的は、マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止し、及びこれと闘うために、疑わしい取引又は活動と基礎となる犯罪行為との間の関連性を立証することを目的として情報を収集し及び分析すること、並びにマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与を疑うに足りる理由がある場合に、その分析の結果及び追加的な情報を管轄当局に提供することである。FIU は、前提犯罪が特定されていないこと、国内刑事法の特徴、前提犯罪の定義の差異、特定の前提犯罪への言及がないこと等の理由により、自発的に又は要請に基づいて他の FIU と情報を交換することを差し控え、又は拒否すべきではない。FIU は、EU 法により調和されていない特定の前提犯罪（税犯罪等）の国内における定義の差異を理由として、情報交換に困難が生じていることを報告している。そのような差異は、相互の情報交換、他の管轄当局への提供及び当該情報の利用を妨げるべきではない。FIU は、データ移転に関して適用されるデータ保護規則、FATF 勧告及びエグモント・グループの「金融情報ユニット間の情報交換に関する原則」に従い、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与に関し、第三国の FIU との最も広範な国際協力を迅速、建設的かつ効果的に確保すべきである。そのため、FIU は、基本権に関するあらゆる義務及び法の支配を保護する必要性を考慮しつつ、第三国のカウンターパートとの間で二国間協定及び覚書を締結することが奨励されるべきである。

(76) FIU は、他の FIU に提供する情報の更なる利用に関し、一定の制限及び限定を課すことができる。情報を受領した FIU は、当該情報が求められ、又は提供された目的のためにのみ当該情報を利用すべきである。FIU は、提供機能が効果的に遂行されることを可能にするため、想定される前提犯罪の種類にかかわらず、かつ、情報交換の時点において前提犯罪が特定されているか否かにかかわらず、他の FIU が当該情報を他の管轄当局に転送することについて、事前の同意を与えるべきである。更なる提供に対するそのような事前の同意は、速やかに与えられるべきであり、AML/CFT 規定の適用範囲を超えることとなる場合又は国内法

の基本原則に適合しない場合を除き、拒否されるべきではない。FIU は、同意の付与を拒否する場合には、その理由を説明すべきである。

(77) FIU は、相互に協力し及び情報を交換するため、保護された通信経路を含む安全な設備を利用すべきである。この点に関し、加盟国の FIU 間の情報交換のためのシステム

(FIU.net) が設置されるべきである。当該システムは、AMLA により管理され及びホストされるべきであり、最高水準のセキュリティ及び交換される情報の完全な暗号化を定めるべきである。FIU.net は、FIU が相互に協力し及び情報を交換するために利用されるべきであり、また、適当な場合には、AMLA の決定に従い、第三国の FIU 並びに他の当局及び EU の組織、部局及び機関との情報交換のためにも利用することができる。FIU.net の機能は、FIU により最大限に活用されるべきである。当該機能は、個人データの完全な保護を確保しつつ、他の加盟国において FIU が関心を有する対象者を発見し、及びその収益及び資金を特定することを目的として、FIU が自己のデータを他の FIU のデータと仮名化された方法で照合することを可能にすべきである。金融情報と犯罪インテリジェンスとの間の関連性を特定するため、FIU は、また、当該相互照合が EU の組織、部局及び機関のそれぞれの法的権限の範囲内にある限りにおいて、かつ、適用されるデータ保護規則を完全に尊重して、FIU.net の機能を利用して、自己のデータを当該組織、部局及び機関が保有する情報と仮名化された方法で相互照合することができるべきである。

(78) FIU が相互に効果的に協力し及び情報を交換することは重要である。この点に関し、AMLA は、国境を越える疑わしい取引の届出の共同分析を調整することによるだけでなく、FIU 間の情報交換に用いられる様式、疑わしい取引の届出の提出のためのひな型並びに疑わしい取引の届出が他の加盟国に関係するか否かを判断する際に考慮すべき関連性及び選定の基準に関する実施技術基準案及び規制技術基準案を作成すること、並びに業務分析及び戦略分析の性質、特徴及び目的並びに他の加盟国に関係する疑わしい取引の届出を転送し及び受領する際に整備すべき手続及びとるべき事後措置に関するガイドラインを作成することにより、必要な支援を提供すべきである。AMLA は、また、FIU の活動の一貫性及び有効性を強化し、並びに FIU 間のベストプラクティスの交換を促進するため、ピアレビューの手続を設けるべきである。

(79) FIU は、その加盟国の領域内に設立された特定事業者からの疑わしい取引又は活動の届出を受領する責任を負う。もっとも、FIU に届け出られた特定の疑わしい取引又は活動は、他の加盟国において拠点を有することなく業務を行う特定事業者により当該他の加盟国において行われた活動に関係する場合がある。そのような場合には、FIU は、当該取引又は活動に関係する加盟国のカウンターパートに対し、当該届出の利用に条件を付すことなく、当該届出を提供することが重要である。FIU.net システムは、そのような国境を越える届出の提供を可能にしている。当該機能を強化するため、当該システムは、そのような届出の迅速な

提供を可能にし、並びに FIU 間の大量の情報交換を支援し、もってこの指令の効果的な実施を支援するよう、更新が進められている。

(80) 迅速、効果的かつ一貫した協力を確保するためには、FIU 間の情報交換に期限を設けることが必要である。期限は、合理的な期間内における効果的な情報共有を確保するため、又は手続上の制約に対応するために定められるべきである。要請を受けた FIU が、要請された情報が保有されているデータベースに直接アクセスすることができる例外的な、正当な理由のある緊急の場合には、より短い期限が定められるべきである。要請を受けた FIU が期限内に情報を提供することができない場合には、当該 FIU は、要請を行った FIU にその旨を通知すべきである。

(81) 不正な資金の移動は国境を越え、異なる加盟国に影響を及ぼし得る。複数の法域に関わる国境を越える事案は、特定事業者が国境を越えて行う活動にもよって、ますます頻繁かつ重大なものとなっている。複数の加盟国に関係する事案に効果的に対処するため、FIU は、疑わしい取引及び活動の発見及び分析のための単なる情報交換にとどまらず、分析活動そのものを共同で行うことができるべきである。FIU は、共同分析に従事する FIU の能力を制限し、又はこれに条件を付す幾つかの重要な問題を報告している。疑わしい取引及び活動の共同分析を行うことにより、FIU は、潜在的な相乗効果を活用し、異なる情報源からの情報を利用し、異常な活動の全体像を把握し、及び分析を充実させることが可能となる。FIU は、疑わしい取引及び活動の共同分析を行い、並びに AMLA の支援を受けて、特定の目的のために限定された期間について共同分析チームを設置し、及びこれに参加することができるべきである。AMLA は、国境を越える事案の共同分析の文脈において、情報を送信し、受信し及び相互照合し、並びに FIU に業務上の支援を提供することができるよう、FIU.net システムを利用すべきである。

(82) EU の組織、部局及び機関を含む第三者の参加は、共同分析を含む FIU の分析の成功に寄与し得る。したがって、FIU は、第三者の参加が当該第三者のそれぞれの権限の範囲内にある場合には、当該第三者に共同分析への参加を求めることができる。分析過程への第三者の参加は、金融インテリジェンスと犯罪情報及び犯罪インテリジェンスとの間の関連性の特定、分析の充実及び犯罪が行われたことを示す兆候があるか否かの判断に役立ち得る。

(83) 全ての特定事業者に対する効果的な監督は、EU の金融システム及び域内市場の健全性を保護するために不可欠である。そのため、加盟国は、効果的かつ公平な AML/CFT 監督を実施し、並びに監督当局間の効果的、適時かつ継続的な協力のための条件を定めるべきである。

(84) 加盟国は、全ての特定事業者に対する効果的、公平かつリスクベースの監督を、好ましくは公的機関により、別個の独立した国内監督当局を通じて確保すべきである。国内監督当

局は、全ての特定事業者に対する効果的な監督を行うため、包括的な範囲の任務を遂行することができるべきである。

(85) EU においては、マネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策の義務に関する特定事業者の義務の監督について、時として緩やかな取組が見られた。したがって、国内監督当局は、この指令及び規則(EU)2024/1620 により整備される統合的監督メカニズムの一部として、それぞれの権利及び義務について明確性を得ることが必要である。

(86) 特定事業者がさらされているリスク並びに当該リスクを管理し及び軽減するために特定事業者が整備する内部の方針、手続及び管理体制をより効果的かつ定期的に評価し及びモニタリングし、並びに標的型金融制裁を実施するため、国内監督当局が、必要と認める全ての必要なオフサイト検査、オンサイト検査及びテーマ別検査並びにその他の調査及び評価を行う権限を有し、かつ、その義務を負うことを明確にすることが必要である。国内監督当局は、また、適用される要件の不遵守の疑いに対して不当な遅滞なく対応し、不遵守の申立てに対処するための適切な監督上の措置を講ずることができるべきである。このことは、監督当局が、ある部門に内在する特定のリスクが明確であり、かつ、理解されている事案について判断することに役立つだけでなく、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクについての特定事業者の理解に資するよう、関連する情報を特定事業者に更に提供するために必要な手段を監督当局に与えることにもなる。

(87) 監督当局によるその監督下にある特定事業者への情報の提供を含むアウトリーチ活動は、民間部門が、自らが直面するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの性質及び水準について適切な理解を有することを保障するために不可欠である。これには、標的型金融制裁及び国際連合の金融制裁に基づく指定の周知が含まれ、当該周知は、当該部門がその義務を遵守することができるよう、当該指定が行われた後直ちに行われるべきである。特定事業者による AML/CFT 要件の実施は個人データの取扱いを伴うものであることから、監督当局が、国内レベルにおいて、又は EU レベルにおいて欧州データ保護会議を通じて、データ保護当局が発出したガイダンスその他の刊行物を認識し、適当な場合には、その監督下にある事業者への情報提供に当該情報を含めることが重要である。

(88) 監督当局は、その業務においてリスクベース・アプローチを採用すべきであり、それにより、いずれの部門又は事業者もマネーロンダリング又はテロ資金供与を行おうとする犯罪的企図にさらされたまま放置されないことを確保しつつ、リスクが最も高いところに資源を集中することが可能となる。そのため、監督当局は、毎年、その活動を計画すべきである。その際、監督当局は、その監督下にある部門のリスクベースでの対象範囲を確保するだけでなく、特に、公の暴露又は公益通報者により提出された情報を契機とする場合を含め、特定事業者における違反の客観的かつ重大な兆候がある場合に、速やかに対応することができることも確保すべきである。監督当局は、また、自らが組織し及び出席した監督カレッジ、講

じたオンサイト及びオフサイトの監督上の措置、科した金銭的制裁又は適用した行政措置等、自らが実施した監督活動に関して透明性を確保すべきである。AMLA は、リスクの共通理解の促進において主導的な役割を果たすべきであり、したがって、特定事業者の固有リスク及び残存リスクのプロファイルを評価し及び分類するための基準及び方法論並びに当該リスクプロファイルを見直すべき頻度を策定する任務を委ねられるべきである。

(89) 監督当局が、マネーロンダリング又はテロ資金供与に関連し得る事実を FIU に開示することは、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対する効率的かつ効果的な監督の礎の一つであり、監督当局が特定事業者の届出過程における欠陥に対処することを可能にするものである。そのため、監督当局は、その監督活動の過程で発見した、特定事業者が届出を怠った疑いの事例を FIU に報告し、又は特定事業者が提出した届出を追加的な情報により補完することができるべきである。監督当局は、また、特定事業者の従業員若しくはこれと同等の地位にある者、その経営陣又はその実質的支配者によるマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の疑いを報告することができるべきである。したがって、加盟国は、FIU が適切かつ速やかに情報提供を受けることを確保する仕組みを整備することが必要である。FIU への疑いの報告は、公的機関がその任務の遂行の過程で発見し、又は認識した犯罪行為を関係する管轄当局に報告する義務に代わるものと理解されるべきではない。法律専門家の秘匿特権の対象となる情報は、規則(EU)2024/1624 に定める例外が適用される場合を除き、監督任務の文脈において収集され、又は閲覧されるべきではない。監督当局は、そのような情報に接し、又はこれを入手した場合には、その監督活動の目的のために当該情報を考慮し、又はこれを FIU に報告すべきではない。

(90) 国内監督当局間の協力は、EU 全域における共通の監督アプローチを確保するために不可欠である。効果的なものとするため、当該協力は、監督当局のそれぞれの性質又は地位にかかわらず、可能な限り最大限に活用されなければならない。伝統的な協力（要請を行った監督当局のために調査を行う能力等）に加え、拠点を通じて複数の加盟国において業務を行う特定事業者及び国境を越えるグループの一部である特定事業者に関し、金融部門における AML/CFT 監督カレッジの設置を義務付けることが適当である。第三国の金融監督当局は、EU の金融監督当局に課されるものと同等の秘密保持要件並びに個人データの取扱い及び送付に関する EU 法の遵守を含む一定の条件の下で、当該カレッジに招請されることができる。AML/CFT 監督カレッジの活動は、信用機関又は金融機関がさらされているリスクの水準及び国境を越える活動の規模に比例したものとすべきである。

(91) 指令(EU)2015/849 は、本国加盟国及び受入加盟国の監督当局が協力すべき旨の一般的な要件を定めていた。当該要件は、その後、監督当局間の情報交換及び協力が禁止され、又は不合理に制限されることを回避するために強化された。しかしながら、明確な法的枠組みが存在しないため、AML/CFT 監督カレッジの設置は、法的拘束力のないガイドラインに基づいて行われてきた。したがって、EU 全域の監督当局間の構造化された相互作用の必要性

を認識し、AML/CFT カレッジの組織に関する明確な規則を定め、並びに調整された、法的に健全なアプローチを定めることが必要である。AMLA は、その調整及び監視の役割に即して、AML/CFT 監督カレッジの適切な機能を可能にする一般的な条件を定める規制技術基準案を作成する任務を委ねられるべきである。

(92) 非金融部門において業務を行う特定事業者もまた、国境を越えて活動を行い、又は国境を越える活動を行うグループの一部である場合がある。したがって、法律サービスを提供するグループ又は国境を越える事業者に関して追加的な保護措置を適用する必要性を考慮しつつ、金融活動及び非金融活動の双方を行うグループのための AML/CFT 監督カレッジの機能を定め、並びに非金融部門における監督カレッジの設置を可能にする規則を定めることが適当である。非金融部門における効果的な国境を越える監督を確保するため、AMLA は、この指令により定められる授権的枠組みの実施が進展するに従い、当該カレッジの機能を支援し、及び当該カレッジの機能について定期的に意見を提出すべきである。

(93) 特定事業者が、代理人のネットワークを通じたものを含め、他の加盟国において拠点を運営する場合には、本国加盟国の監督当局は、当該特定事業者によるグループ全体の AML/CFT 方針及び手続の適用を監督する責任を負うべきである。これには、他の加盟国に所在する拠点への立入検査が含まれ得る。本国加盟国の監督当局は、受入加盟国の監督当局と緊密に協力すべきであり、受入加盟国の AML/CFT 規則に対する当該拠点の遵守状況についての受入加盟国の監督当局の評価に影響を及ぼし得るあらゆる問題を、受入加盟国の監督当局に通知すべきである。

(94) 特定事業者が、代理人のネットワークを通じたものを含め、他の加盟国において拠点を運営する場合には、受入加盟国の監督当局は、適当な場合には、オンサイト検査及びオフサイト・モニタリングを実施し、並びに当該要件の違反に対処するための適切かつ比例的な措置を講ずることによることを含め、当該拠点による AML/CFT 規則の遵守を執行する責任を引き続き負うべきである。サービス提供の自由に基づいて業務を行う特定事業者のその他の種類のインフラについても、当該インフラが受入加盟国の監督当局による監督を必要とするに足りるものである場合には、同様とすべきである。受入加盟国の監督当局は、本国加盟国の監督当局と緊密に協力すべきであり、当該特定事業者による AML/CFT 方針及び手続の適用についての本国加盟国の監督当局の評価に影響を及ぼし得るあらゆる問題を本国加盟国の監督当局に通知し、及び本国加盟国の監督当局が特定された違反に対処するための措置を講ずることを可能にすべきである。ただし、即時の是正を要する AML/CFT 規則の重大な、反復した又は組織的な違反が発見された場合には、受入加盟国の監督当局は、当該重大な、反復した又は組織的な違反に対処するため、適当な場合には本国加盟国の監督当局の支援を受けて、又はこれと協力して、同様の状況においてその権限の下にある特定事業者に適用される適切かつ比例的な一時的是正措置を適用することができるべきである。

(95) EU レベルで調和されていない分野においては、加盟国は、国内措置が域内市場の自由に対する制限を構成する場合であっても、当該国内措置を採択することができる。例えば、ギャンブルサービスの提供を規制するために講じられる措置、特に当該活動が加盟国内に何らのインフラストラクチャーも有することなくオンラインで行われる場合の措置がこれに当たる。ただし、EU 法と両立するためには、当該措置は、一般的利益を達成するものであり、差別的でなく、かつ、当該目的を達成するのに適したものである必要があり、また、当該目的を達成するために厳に必要な範囲を超えてはならない。加盟国が、EU の AML/CFT 枠組みの下で規制されるサービスの提供について、免許の取得等の特定の認可要件を課す場合には、加盟国は、当該サービスの監督についても責任を負うべきである。当該サービスを監督する要件は、国内措置の EU 法との両立性について欧州連合司法裁判所が導き得る結論を予断するものではない。

(96) 電子マネー発行者、支払サービス事業者及び暗号資産サービス事業者に関連するマネーロンダリング対策上の脆弱性に鑑み、加盟国は、自国の領域内に支店以外の形態で又はその他の種類のインフラストラクチャーを通じて設立され、かつ、その本店が他の加盟国に所在する当該事業者に対し、中央連絡窓口を任命するよう求めることができるようにすべきである。当該中央連絡窓口は、任命した機関に代わって行動し、拠点による AML/CFT 規則の遵守を確保すべきである。

(97) 取組のより良い調整を確保し、統合された監督メカニズムのニーズに効果的に寄与するため、受入加盟国による監督を正当化する拠点又はインフラストラクチャーの形態を通じて他の加盟国において事業を行う特定事業者に関する監督当局のそれぞれの責務を明確化し、かつ、具体的かつ比例的な協力メカニズムを定めるべきである。

(98) 国境を越えて活動するグループは、広範なグループ全体の方針及び手続を整備する必要がある。国境を越える業務に適切な監督が伴うことを確保するため、本国加盟国の監督当局及び受入加盟国の監督当局が、それぞれの性質又は地位にかかわらず、可能な限り最大限に相互に協力し、かつ、AMLA と協力して、グループの一部を構成する様々な事業体に影響を及ぼし得るリスクを評価し及び動向を監視し、監督上の措置を調整し、並びに紛争を解決することを可能とする詳細な監督規則を定める必要がある。その調整的役割に鑑み、AMLA には、グループの本国監督当局及び受入国監督当局の詳細なそれぞれの責務並びにそれらの間の協力の取決めを定める規制技術基準の案を作成する責務を委ねるべきである。AML/CFT に関するグループの方針の効果的な実施の監督は、関連する EU の分野別法令に定める連結監督の原則及び手法に従って行われるべきである。

(99) 監督当局間の情報交換及び協力は、ますます統合が進むグローバルな金融システムの文脈において不可欠である。一方で、AMLA を含む EU の監督当局は、第三国の法が規則 (EU)2024/1624 に基づき求められる方針及び手続の実施を認めない事例について、相互に通

知すべきである。他方で、加盟国は、監督当局に対し、個人データの移転に関する適用規則を遵守して、第三国のカウンターパートとの協力及び秘密情報の交換を定める協力協定を締結する権限を付与することができるようにすべきである。その監視的役割に鑑み、AMLA は、第三国のカウンターパートに適用される職業上の守秘義務要件の同等性を評価するために必要となり得る支援を提供すべきである。

(100) 指令(EU)2015/849 は、加盟国が一部の特定事業者の監督を自主規制機関に委ねることを認めている。しかしながら、当該自主規制機関が行う監督の質及び強度は不十分であり、かつ、公的な監視が全く又はほとんど及んでいなかった。加盟国が監督を自主規制機関に委ねることを決定する場合には、当該加盟国は、自主規制機関の活動の遂行がこの指令に適合することを確保するため、当該自主規制機関の活動を監視する公的機関も指定すべきである。当該公的機関は、公的行政機関であるべきであり、かつ、不当な影響を受けることなくその職務を遂行すべきである。自主規制機関を監視する公的機関が行使する職務は、当該機関が特定事業者に対して監督機能を行使し、又は自主規制機関が取り扱う個別の事案において決定を行うべきことを意味するものではない。ただし、このことは、加盟国が、この指令の目的を達成するために必要と認める場合に、当該機関に追加的な任務を割り当てることを妨げるものではない。その場合において、加盟国は、追加的な任務が基本的権利に適合すること、特に当該任務が防御権の行使及び弁護士と依頼人との間の通信の秘密を妨げないことを確保すべきである。

(101) マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いの重要性に鑑み、加盟国は、規則(EU)2024/1624 の不遵守について、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のある金銭的制裁及び行政措置を国内法に定めるべきである。各国の監督当局は、加盟国により、違反があった場合に状況を是正するために特定事業者に対し当該行政措置を適用し、かつ、違反がそれを正当化する場合には金銭的制裁を科す権限を付与されるべきである。加盟国において整備されている組織体制に応じて、当該措置及び制裁は、監督当局とその他の当局との協力により、監督当局からその他の当局への委任により、又は監督当局による司法当局への申立てにより適用することもできる。金銭的制裁及び行政措置は、加盟国及び監督当局が、特定事業者間、特に信用機関及び金融機関とその他の特定事業者との間の、規模、特性及び事業の性質に関する差異を考慮することができるよう、十分に幅広いものであるべきである。

(102) 現在、加盟国は、主要な予防規定の違反について多様な金銭的制裁及び行政措置を有しており、マネーロンダリング対策上の要件の違反の調査及び制裁について一貫性のないアプローチをとっている。さらに、何が「重大な」違反を構成すべきかについて監督当局間で共通の理解がなく、したがって、監督当局は、いつ金銭的制裁を科すべきかを容易に判別することができない。当該多様性は、マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いにおける取組を損なうものであり、EU の対応は断片化している。したがって、違反に対する最も適切な監督上の対応を決定するための共通の基準を定め、かつ、監督当局が違反を是正するた

めに、金銭的制裁と組み合わせて、又は違反が金銭的制裁により処罰されるほど重大でない場合には単独で、適用することができる一連の行政措置を定めるべきである。特定事業者に規則(EU)2024/1624 の規定を遵守するインセンティブを与えるため、金銭的制裁の抑止的性質を強化する必要がある。したがって、規則(EU)2024/1624 の重大な違反の場合に科すことができる最高額の制裁金の最低額を引き上げるべきである。この指令を国内法化するに当たり、加盟国は、金銭的制裁を科すこと及び行政措置を適用すること並びに国内法に従って刑事制裁を科すことが、一事不再理（ne bis in idem）の原則に違反しないことを確保すべきである。

(103) 法人である特定事業者の場合には、AML/CFT 要件の違反は、代理人、販売業者その他特定事業者に代わって行動する者を通じたものを含め、その活動を指揮する権限を有する自然人の行為により、又はその責任の下で生じる。当該違反に対する監督上の措置が効果的であることを確保するため、特定事業者は、当該自然人がとった行為について、故意によるものか過失によるものかを問わず、責任を負うべきである。刑事手続における法人の責任を害することなく、違反から特定事業者のために利益を得ようとするいかなる意図も、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与を防止するための特定事業者の内部の方針、手続及び統制におけるより広範な欠陥を示すものである。当該欠陥は、EU の金融システムのゲートキーパーとしての特定事業者の役割を損なう。したがって、AML/CFT 要件の違反から利益を得ようとするいかなる意図も、加重事由として扱われるべきである。

(104) 加盟国は、金銭的制裁を科すこと、行政措置を適用すること及び履行強制金を科すことについて、異なる制度を有している。加えて、免許の取消し又は停止等の、監督当局が適用する権限を有する一定の行政措置は、その他の当局による当該措置の執行に依存している。このような多様な状況に対応するため、監督当局が金銭的制裁を科し、行政措置を適用し、及び履行強制金を科すための手段に関して柔軟性を認めることが適切である。選択された手段にかかわらず、加盟国及び関係当局は、実施されたメカニズムが遵守の回復という意図された結果を達成し、かつ、効果的で、抑止力があり、かつ、比例的な金銭的制裁を科すことを確保する責任を負う。

(105) 特定事業者が AML/CFT 要件を遵守し、かつ、自らがさらされているマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のリスクを効果的に低減することを確保する観点から、監督当局は、特定された違反を是正するためだけでなく、内部の方針、手続及び統制の弱点が AML/CFT 要件の違反をもたらすおそれがあると認める場合、又は当該方針、手続及び統制がリスクを低減するのに不十分であると認める場合にも、行政措置を適用することができるようにすべきである。適用される行政措置の範囲及び求められる行動を実施するために特定事業者に付与される期間は、特定された具体的な違反又は弱点に応じて定まる。複数の違反又は弱点が特定された場合には、個々の行政措置の実施について異なる期限が適用され得る。公表の懲罰的及び教育的目的に沿って、AML/CFT 要件の違反に関して行政措置を適用

する決定のみが公表されるべきであり、当該違反を防止するために適用される行政措置は公表されるべきではない。

(106) 特定事業者が自らに適用された行政措置を適時に遵守することは、域内市場全体においてマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与に対する適切かつ一貫した水準の保護を確保するために不可欠である。特定事業者が設定された期限内に行政措置を遵守しない場合には、監督当局が、遅滞なく遵守を回復させるために当該特定事業者に対してより強い圧力をかけることができる必要がある。そのため、監督当局は、遵守の回復のために設定された期限から履行強制金を科すことができるようにすべきであり、これには、履行強制金を科す決定が後の段階でなされる場合に遡及的效果を伴うものを含む。履行強制金の額を算定するに当たり、監督当局は、その実効性及び比例性を確保するため、特定事業者の全体の売上高並びに監督上の措置の対象となる違反又は弱点の種類及び重大性を考慮すべきである。特定事業者に行政措置を遵守させるよう圧力をかけるというその目的に鑑み、履行強制金は、期間が限定されるべきであり、6 か月を超えて適用されるべきではない。監督当局は、最長 6 か月の追加期間について履行強制金を科すことを更新することができるようにすべきであるが、監督当局が適用することができる広範な行政措置に沿って、長期化した不遵守の状況に対処するための代替的な措置が検討されるべきである。

(107) 加盟国の法制度がこの指令に定める金銭的制裁を行政上の手段により科すことを認めていない場合には、金銭的制裁に関する規則は、制裁が監督当局により開始され、司法当局により科される方法で適用することができる。したがって、当該加盟国は、規則及び金銭的制裁の適用が、監督当局により科される金銭的制裁と同等の効果を有することを確保する必要がある。当該金銭的制裁を科すに当たり、司法当局は、制裁を開始した監督当局による勧告を考慮すべきである。科される金銭的制裁は、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のあるものであるべきである。

(108) 特定事業者は、EU 全域でその商品及びサービスを提供するため、域内市場全体におけるサービス提供の自由及び開業の自由を享受することができる。効果的な監督制度のためには、監督当局が特定事業者の AML/CFT 規則の遵守における弱点を認識していることが必要である。したがって、監督当局が、特定事業者に科された金銭的制裁及び適用された行政措置について、当該情報がその他の監督当局にとって関連性を有する場合に、相互に通知することができることが重要である。

(109) 規則(EU)2024/1624 の違反に対する金銭的制裁又は行政措置の公表は、当該違反の回復に対して強い抑止効果を有し得る。また、それは、その他の事業体に対し、取引関係を開始する前に、制裁を受けた特定事業者に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクについて情報を提供するとともに、他の加盟国の監督当局が、特定事業者が国境を越えて当該加盟国において事業を行う場合における当該特定事業者に関連するリスクに関して対

応することを支援する。これらの理由から、不服申立てがなされていない金銭的制裁に関する決定を公表する要件は確認されるべきであり、かつ、AML/CFT 要件の違反を是正するために適用される一定の行政措置及び履行強制金の公表にも拡張されるべきである。ただし、当該公表は比例的であるべきであり、金銭的制裁又は行政措置を公表するか否かの決定を行うに当たり、監督当局は、違反の重大性及び公表により達成され得る抑止効果を考慮すべきである。そのため、加盟国は、不服申立てがなされている行政措置が重大な、反復した又は組織的な違反ではない違反を是正するために適用される場合には、当該行政措置の公表を延期することを決定することができる。

(110) 欧州議会及び理事会の指令(EU)2019/1937²² は、指令(EU)2019/1937 の附属書第 II 部に規定するとおり、マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する指令(EU)2015/849 の違反の通報並びに当該違反を通報する者の保護について適用される。この指令は指令(EU)2015/849 を廃止するので、指令(EU)2019/1937 の附属書 II における指令(EU)2015/849 への参照は、この指令への参照と解されるべきである。同時に、特に、特定事業者が内部通報窓口を設置する要件、並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止及びそれとの闘いに関する規則の違反に関する通報を受理し及びフォローアップする権限を有する当局の特定に関して、指令(EU)2019/1937 を補完する、AML/CFT 要件の違反の通報に関する個別の規則を維持する必要がある。【訳注：原文は前段で「附属書第 II 部（Part II of the Annex）」、後段で「附属書 II（Annex II）」と表記するが、指令(EU)2019/1937 の附属書は第 I 部及び第 II 部から成る単一の附属書であり「附属書 II」は存在しないから、後段も同附属書第 II 部を指すと解される。この表記の不一致は原文自体のものである（英語版・ドイツ語版・フランス語版の EUR-Lex HTML 版で同一の表記であることを 2026 年 10 月 5 日に確認。）】

(111) EU の機関及び各国の管轄当局の双方について指定された役割を有し、かつ、それらの円滑かつ恒常的な協力を確保することを目的とした、新たな完全に統合された一貫性のある AML/CFT 政策を EU レベルで有することが不可欠である。この点において、すべての各国及び EU の AML/CFT 当局間の協力は最も重要であり、明確化され、かつ、強化されるべきである。国内レベルにおいて、政策立案者、FIU、AMLA を含む監督当局及び AML/CFT に関与するその他の管轄当局並びにこの指令の範囲内で行動する場合の税務当局及び法執行当局が、他の管轄当局の要請に基づく協力及び情報交換を管轄当局が拒否することに対する制限的なアプローチを通じたものを含め、協力し及び調整することを可能とする効果的なメカニズムを有することを確保するために必要な規則を定めることは、引き続き加盟国の責務である。整備されたメカニズムにかかわらず、当該国内における協力は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与を防止し及びそれと闘うための、並びに標的型金融制裁の不実施及び回避を防止するための効果的な制度をもたらしべきである。

²² EU 法の違反を通報する者の保護に関する 2019 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2019/1937（OJ L 305, 26.11.2019, p. 17）。

(112) 効果的な協力、特に情報交換を促進し及び奨励するため、加盟国は、欧州委員会及び AMLA に対し、自国の管轄当局の一覧及び関連する連絡先の詳細を通知することを求められるべきである。

(113) マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクは、信用機関を担当するすべての監督当局により探知され得る。取締役及び株主の適格性及び適正性、内部統制メカニズム、ガバナンス又はコンプライアンス及びリスク管理に関する情報等の、信用機関及び金融機関に関するブルーデンス上の性質の情報は、当該機関の適切な AML/CFT 監督にとってしばしば不可欠である。同様に、AML/CFT 情報も、当該機関のブルーデンス監督にとって重要である。したがって、AML/CFT 監督当局及び FIU との協力及び情報交換は、欧州議会及び理事会の指令 2013/36/EU²³、2014/49/EU²⁴、2014/59/EU²⁵ 及び 2014/92/EU²⁶ 並びに指令 (EU)2015/2366 等のその他の EU の法的文書に従って当該特定事業者の監督を担当するすべての管轄当局に拡張されるべきである。当該協力の効果的な実施を確保するため、加盟国は、実施された情報交換について毎年 AMLA に通知すべきである。

(114) 指令 2014/92/EU 及び指令 (EU)2015/2366 に基づき信用機関を監督する権限を有するその他の当局との協力は、AML/CFT 要件の意図しない結果を軽減する可能性を有する。信用機関は、リスクを管理するのではなく回避するために、顧客又は顧客の類型との取引関係を終了し、又は制限することを選択する場合がある。このようなデリスキングの慣行は、影響を受ける顧客がその金融上のニーズを満たすために安全性の低い又は規制されていない支払チャネルに頼ることを余儀なくさせるため、AML/CFT 枠組み及び疑わしい取引の探知を弱める可能性がある。同時に、銀行部門における広範なデリスキングの慣行は、一定の類型の支払事業体又は消費者の金融排除をもたらす可能性がある。金融監督当局は、信用機関が、指令 2014/92/EU 又は指令 (EU)2015/2366 を実施する国内法に基づき取引関係を開始する義務を負う可能性があるにもかかわらず、かつ、文書化された顧客調査に基づく正当な理由なく、取引関係の開始を拒否した状況を特定するのに最も適した立場にある。金融監督当局は、そのような事例が生じた場合又はデリスキングの慣行の結果として取引関係が終了さ

²³ 信用機関の業務へのアクセス並びに信用機関及び投資会社の健全性監督に関し、指令 2002/87/EC を改正し、並びに指令 2006/48/EC 及び指令 2006/49/EC を廃止する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会の指令 2013/36/EU (OJ L 176, 27.6.2013, p. 338)。

²⁴ 預金保険制度に関する 2014 年 4 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/49/EU (OJ L 173, 12.6.2014, p. 149)。

²⁵ 信用機関及び投資会社の再建及び破綻処理のための枠組みを設定し、並びに理事会指令 82/891/EEC、指令 2001/24/EC、指令 2002/47/EC、指令 2004/25/EC、指令 2005/56/EC、指令 2007/36/EC、指令 2011/35/EU、指令 2012/30/EU 及び指令 2013/36/EU 並びに欧州議会及び理事会の規則 (EU)No 1093/2010 及び規則 (EU)No 648/2012 を改正する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/59/EU (OJ L 173, 12.6.2014, p. 190)。

²⁶ 支払口座に係る手数料の比較可能性、支払口座の乗換え及び基本的機能を備えた支払口座へのアクセスに関する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/92/EU (OJ L 257, 28.8.2014, p. 214)。

れた場合には、金融機関による指令 2014/92/EU 又は指令(EU)2015/2366 の遵守を確保する責任を負う当局に警告すべきである。

(115) この指令に基づくマネーロンダリングの防止の目的と、指令 2014/49/EU 及び指令 2014/59/EU に基づく金融安定及び預金者の保護の目的とを調和させるため、金融監督当局と信用機関及び投資会社の危機管理を担当する当局、特に預金保証制度の指定当局及び破綻処理当局との協力が必要である。金融監督当局は、AML/CFT 上の理由により破綻の可能性の増大又は預金の払戻不能を認める事例について、当該指令に基づく指定当局及び破綻処理当局に通知すべきである。金融監督当局は、また、破綻のリスクの増大又は預金の払戻不能の場合において、当該リスクの増大の理由にかかわらず、指定当局及び破綻処理当局の任務の遂行を可能とするため、FIU により停止された取引、口座又は取引関係について、当該当局に通知すべきである。

(116) 信用機関及び金融機関に関する当該協力を促進するため、AMLA は、欧州銀行監督機構（EBA）と協議の上、情報の交換方法を含む当該協力の主要な要素を明確にするガイドラインを発出すべきである。

(117) 協力メカニズムは、監査人の監督及び監視を担当する当局にも及ぶべきである。当該協力は、EU のマネーロンダリング対策の枠組みの実効性を高めることができるからである。

(118) 加盟国の管轄当局間の情報交換及び支援の提供は、この指令の目的のために不可欠である。したがって、加盟国は、当該情報交換又は支援の提供を禁止し、又はこれに不合理な若しくは過度に制限的な条件を課すべきではない。

(119) 監督当局は、それぞれの性質又は地位にかかわらず、協力し、及び秘密情報を交換することができるようにすべきである。そのため、監督当局は、秘密情報の交換及び協力のための適切な法的根拠を有すべきである。その他の EU の法令に基づき特定事業者を監督し又は監視する権限を有するその他の当局との情報交換及び協力は、この分野における明示的な規定の欠如から生じ得る法的不確実性により意図せず妨げられるべきではない。多くの場合において、プルーデンス監督が欧州中央銀行（ECB）等の AML/CFT 監督当局以外の監督当局に委ねられていることから、法的枠組みの明確化は一層重要である。

(120) 監督当局が保有する情報は、その他の管轄当局の活動の遂行にとって極めて重要となり得る。EU の AML/CFT 枠組みの実効性を確保するため、加盟国は、監督当局とその他の管轄当局との間の情報交換を認めるべきである。交換された秘密情報の使用に関しては、厳格な規則が適用されるべきである。

(121) EU の AML/CFT 枠組みの実効性は、広範な管轄当局間の協力に依存している。当該協力を促進するため、AMLA には、すべての管轄当局間の協力に関するガイドライン

を、ECB、欧州監督機構、ユーロポール、ユーロジャスト及び欧州検察庁（EPPU）と調整して策定することが委ねられるべきである。当該ガイドラインは、その他の EU の法令に基づき特定事業者の監督又は監視について権限を有する当局が、その職務の遂行においてマネーロンダリング及びテロ資金供与に関する懸念をどのように考慮すべきかについても記述すべきである。

(122) 規則(EU)2016/679 は、この指令の目的のための個人データの取扱いに適用される。欧州議会及び理事会の規則(EU)2018/1725²⁷ は、この指令の目的のための EU の機関、組織、事務所及び専門機関による個人データの取扱いに適用される。マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いは、加盟国により重要な公益上の根拠として認められている。ただし、マネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与の捜査若しくは訴追について責任を負う管轄当局又は犯罪資産の追跡、差押え若しくは凍結及び没収の機能を有する管轄当局は、欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/680²⁸ を含む、刑事事項における警察及び司法協力の枠組みにおいて取り扱われる個人データの保護に関する規則を尊重すべきである。

(123) この指令の改訂 FATF 勧告との整合が、EU 法、特にデータ移転に関する規則を含む EU のデータ保護法、並びに憲章に定める基本的権利の保護を完全に遵守して行われることが不可欠である。この指令の実施の一定の側面は、EU 域内における及び第三国とのデータの収集、分析、保管及び共有を伴う。当該個人データの取扱いは、基本的権利を十分に尊重しつつ、この指令に定める目的のためにのみ、かつ、管轄当局間の情報交換等のこの指令に基づき求められる活動のためにのみ、認められるべきである。

(124) データ主体によるデータへのアクセスの権利は、この指令の目的のために取り扱われる個人データに適用される。しかしながら、データ主体が疑わしい取引の届出に関連するいかなる情報にもアクセスすることは、マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いの実効性を著しく損なうこととなる。したがって、規則(EU)2016/679 第 23 条及び、該当する場合には、規則(EU)2018/1725 第 25 条に従った当該権利の例外及び制限は、正当化され得る。データ主体は、規則(EU)2016/679 第 51 条に規定する監督機関又は、該当する場合には、欧州データ保護監察機関に対し、取扱いの適法性を確認するよう要請する権利を有し、かつ、同規則第 79 条に規定する司法救済を求める権利を有する。規則(EU)2016/679 第 51 条に規定する監督機関は、職権により行動することもできる。アクセスの権利の制限を害することなく、当該監督機関は、データ主体に対し、必要なすべての検証を実施したこと及び当該取扱いの適法性に関する結果を通知することができるようにすべきである。

²⁷ EU の機関、組織、事務所及び庁による個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関し、並びに規則(EC)No 45/2001 及び決定 No 1247/2002/EC を廃止する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2018/1725（OJ L 295, 21.11.2018, p. 39）。

²⁸ 犯罪の防止、捜査、探知若しくは訴追又は刑罰の執行を目的とする管轄当局による個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関し、並びに理事会枠組決定 2008/977/JHA を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/680（OJ L 119, 4.5.2016, p. 89）。

(125) AMLA の設立期間中における FIU 間の継続的な情報交換を確保するため、欧州委員会は、暫定的に FIU.net のホスティングを継続すべきである。システムの運用への FIU の完全な関与を確保するため、欧州委員会は、FIU の代表者で構成され、2006 年から活動しており、FIU 間の協力を促進し及び協力関連の問題について意見交換するために用いられている非公式のグループである EU 金融情報ユニット・プラットフォーム（以下「EU FIU プラットフォーム」という。）と定期的に意見交換すべきである。

(126) 規制技術基準は、EU 全域における一貫した調和を確保すべきである。AML/CFT の分野において高度に専門化された知見を有する機関として、政策的選択を伴わない規制技術基準の案を作成し、欧州委員会に提出する任務を AMLA に委ねることが適切である。

(127) FIU 間及び監督当局間における一貫したアプローチを確保するため、中央登録簿に対する適切で、正確で、かつ、最新の情報の報告の懈怠の重大性の程度を分類するための指標を定めることに関して、TFEU 第 290 条に従って行為を採択する権限が欧州委員会に委任されるべきである。欧州委員会が、その準備作業の間に、専門家レベルを含め、適切な協議を実施すること、及び当該協議がより良い立法に関する 2016 年 4 月 13 日の機関間協定²⁹に定める原則に従って行われることが特に重要である。特に、委任法令の準備への平等な参加を確保するため、欧州議会及び理事会は、加盟国の専門家と同時にすべての文書を受領し、かつ、その専門家は、委任法令の準備を取り扱う欧州委員会の専門家グループの会合に体系的にアクセスすることができる。

(128) 欧州委員会は、AMLA が策定した次の事項に関する規制技術基準を採択する権限を付与されるべきである。すなわち、疑わしい取引の届出が他の加盟国に関係するか否かを判断する際の関連性及び選択の基準を明確にすること、特定事業者の固有リスク及び残存リスクのプロファイルを評価し及び分類するためのベンチマーク及び方法論並びにリスクプロファイルの見直しの頻度を定めること、一定のサービス提供者の中央連絡窓口の任命の状況を決定するための基準及び中央連絡窓口の機能を定めること、本国監督当局及び受入国監督当局の責務並びにそれらの間の協力の態様を明確にすること、金融部門における AML/CFT 監督カレッジの運営の一般的条件、金融監督当局が署名する書面による合意のひな型、グループが非金融部門の特定事業者を含む場合に監督カレッジが実施する追加的な措置及び第三国の金融監督当局の参加の条件を明確にすること、非金融部門における AML/CFT 監督カレッジの運営の一般的条件、非金融監督当局が署名する書面による合意のひな型、第三国の非金融監督当局の参加の条件及びグループが信用機関又は金融機関を含む場合に監督カレッジが実施する追加的な措置を明確にすること、並びにこの指令の違反の重大性の程度を分類するための指標、金銭的制裁の水準を設定し又は行政措置を適用する際に考慮すべき基準及び履行強制金を科すための方法論を定めることである。欧州委員会は、TFEU 第 290 条に基づき、

²⁹ OJ L 123, 12.5.2016,p. 1.

かつ、規則(EU)2024/1620 第 49 条に従って、委任法令により当該規制技術基準を採択すべきである。

(129) この指令の実施のための統一的な条件を確保するため、統計の収集のための方法論を定め、中央登録簿への実質的支配者情報の提出の様式を定め、中央登録簿による正当な利益に基づく実質的支配者情報へのアクセスの実施に必要な技術仕様及び手続を定め、中央集権的自動化メカニズムへの情報の提出の様式を定め、加盟国の中央集権的自動化メカニズムの BARIS への接続のための技術仕様及び手続を定め、加盟国の中央登録簿の相互接続を可能とするために必要な技術仕様及び手続を定め、並びに加盟国の中央集権的自動化メカニズムの相互接続を可能とするために必要な技術仕様及び手続を定めるため、欧州委員会に実施権限が付与されるべきである。当該権限は、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 182/2011³⁰に従って行使されるべきである。

(130) 欧州委員会は、加盟国の FIU の間における情報の交換に用いられる様式を特定し、並びに EU の監督当局と第三国の相手方当局との間の協力協定の締結に用いられるひな形を特定する、AMLA が作成した実施技術基準を採択する権限を付与されるべきである。欧州委員会は、TFEU 第 291 条に基づき、かつ、規則(EU)2024/1620 第 53 条に従い、実施法令により当該実施技術基準を採択すべきである。

(131) この指令は、基本権を尊重し、かつ、憲章が認める原則、特に私生活及び家族生活の尊重を受ける権利、個人データの保護を受ける権利並びに営業の自由を遵守するものである。

(132) 男女の平等及び多様性は、EU の基本的価値であり、EU は、その活動の全領域にわたってこれを促進することとしている。これらの分野においては進展がみられるものの、EU の水準であるか国の水準であるかを問わず、意思決定における均衡のとれた代表を実現するためには、更なる取組が必要である。能力主義的な基準の優先的な適用を妨げることなく、加盟国は、自国の監督当局及び FIU の長を任命するに当たり、男女の均衡、多様性及び包摂の確保に努め、かつ、可能な限り、それらの交差性を考慮すべきである。加盟国は、AMLA の総会(General Boards)への自国の代表者を選定するに当たっても、均衡のとれた包摂的な代表の確保に努めるべきである。

(133) 欧州委員会は、この指令の実施を評価する報告書を作成するに当たり、憲章が認める基本権及び原則の尊重に十分な考慮を払うべきである。

³⁰ 欧州委員会による実施権限の行使に対する加盟国による統制の仕組みに関する規則及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 182/2011（OJ L 55, 28.2.2011, p. 13）。

(134) 併合事件 C-37/20 及び C-601/20（WM 及び Sovim SA 対 Luxembourg Business Registers）における欧州司法裁判所の判決³¹は、指令(EU)2018/843 による指令(EU)2015/849 第 30 条第 5 項の改正を、それが加盟国に対し、その領域内で設立された会社その他の法人の実質的支配者に関する情報が全ての場合において一般公衆の何人にもアクセス可能であることを確保するよう求める限りにおいて、無効とした。法的明確性を確保するため、正当な利益を有する者又は組織のみが当該情報にアクセスすることができるべきであることを明確にすることにより、当該規定を適合させることが重要である。信託又はこれに類する法的取極めの実質的支配者に関する情報へのアクセスについても、同一の条件が適用されるべきである。したがって、指令(EU)2015/849 は改正されるべきである。当該判決の影響は、指令(EU)2015/849 第 30 条第 5 項を超えて及ぶものであり、法的取極めの実質的支配者情報へのアクセスを規律する規定についても同様である。EU の枠組みが、基本権の保護と、マネーロンダリング及びテロ資金供与からの EU の金融システムの保護のような一般的利益に係る正当な目的の追求との間で適切な均衡を図ることを確保するため、指令(EU)2015/849 第 31 条第 4 項の改正を導入することが適当である。加盟国には、当該改正を国内法化するために必要な法律、規則及び行政規定を施行するため、この指令の発効の日から 1 年の期間が与えられるべきである。均衡のとれた EU の AML/CFT の枠組みを確保することの重要性に鑑み、加盟国は、当該期限の前において可能な限り速やかに当該改正を国内法化するようあらゆる努力をすべきである。

(135) 正当な利益の証明に基づく中央登録簿へのアクセスに対する調和のとれたアプローチを緊急に実施する必要性に鑑み、関連する規定は、加盟国により 2026 年 7 月 10 日までに国内法化されるべきである。ただし、正当な利益の証明に基づくアクセスに係る新たな制度の当初の期間においては、中央登録簿を担当する機関が処理すべき請求が急増する可能性が高いことから、アクセスの付与に係る期限は、当該新たな制度の適用の最初の 4 か月間は適用されるべきではない。加盟国は、2029 年 7 月 10 日までに、不動産登記簿に関する情報のための単一アクセスポイントを設置すべきである。銀行口座又は支払口座、証券口座、暗号資産口座並びに口座及び貸金庫の保有者の特定を可能とする中央集権的自動化メカニズムも、同日までに相互接続されるべきである。

(136) この指令の目的、すなわちマネーロンダリング及びテロ資金供与を防止するための調整された一貫性のあるメカニズムの確立は、加盟国によっては十分に達成することができず、その措置の規模及び効果を理由として EU の水準においてより良く達成することができるため、EU は、欧州連合条約第 5 条に定める補完性の原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例性の原則に従い、この指令は、当該目的を達成するために必要な範囲を超えるものではない。

³¹ 2022 年 11 月 22 日の司法裁判所判決、WM 及び Sovim SA 対 Luxembourg Business Registers 事件、併合事件 C-37/20 及び C-601/20、ECLI:EU:C:2022:912。

(137) 説明文書に関する加盟国及び欧州委員会の 2011 年 9 月 28 日の共同政治宣言³²に従い、加盟国は、正当な場合には、その国内法化措置の通知に、指令の構成要素と国内法化文書の対応する部分との関係を説明する 1 又は 2 以上の文書を添付することを約束している。この指令に関しては、立法者は、当該文書の送付が正当であると考えている。

(138) 欧州データ保護監察官は、規則(EU)2018/1725 第 42 条第 1 項に従って協議を受け、2021 年 9 月 22 日に意見を提出した³³。

(139) したがって、指令(EU)2015/849 は、廃止されるべきである。

この指令を採択した。

³² OJ C 369, 17.12.2011, p. 14.

³³ OJ C 524, 29.12.2021, p. 10.